

事業所税の手引

宇 都 宮 市

事業所税を申告される皆様へ

日頃から、宇都宮市の税務行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、事業所税の申告等の参考としていただくために、「事業所税の手引」を作成いたしました。

事業所税は、大都市地域に人口や企業等が集中することによって、都市機能が低下し、交通、防災、公害等の都市問題が発生するため、都市環境の整備や改善に必要な財源の確保を図ることを目的に、昭和 50 年に創設され、宇都宮市においては、昭和 51 年 10 月 1 日から課税が開始されております。

賦課及び徴収については、申告納付の方法によることとされており、納税義務者の方が自ら税額を計算し、申告と納付をしていただく税です。

納税義務者の方をはじめ、関係者の方々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ※ この手引きは令和 6 年 4 月 1 日現在の地方税法等に基づき作成しています。
- ※ 地方税法その他の法令等の改正に伴い、取扱が変更になる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 事業所税の手引きは、事業所税の概要をまとめたものです。不明な点は下記までお問い合わせください。

【事業所税に関するお問い合わせ先】

宇都宮市 理財部 税制課
諸税証明グループ

〒320-8540

宇 都 宮 市 旭 1 丁 目 1 番 5 号

TEL : 028-632-2186

目 次

<本 編>

第1章 事業所税の概要

1 事業所税について	1
2 課税のしくみ	1
3 申告の際に提出する書類	2
4 事業所税の使途	3
5 課税団体	3
6 事業所税フローチャート	4

第2章 事業所税の具体的な取扱い

1 課税客体	6
(1) 事業所等とは	6
(2) 事業所等に該当しないものの例	6
(3) 事業所等において行われる事業とは	6
(4) 事業所用家屋とは	6
2 納税義務者	7
(1) 人格のない社団等	7
(2) 貸しビル等で事業を行う者	7
(3) 共同事業	7
(4) みなし共同事業	7
(5) 実質課税	7
(6) 清算中の法人	7
(7) 委託事業に係る納税義務者	7
3 課税標準	8

<資産割について>

(1) 課税標準の算定期間	8
(2) 事業所床面積について	8
(3) 床面積及び課税標準算出における端数処理	8
(4) 共用部分の取扱い	8
(5) 休止中の施設について	9
(6) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合	9
(7) 課税標準の算定期間が1年(12月)に満たない場合の取扱い	10
(8) 課税標準の中途において新設又は廃止された事業所等 があった場合の取扱い	10
(9) 月割計算を行う「事業所等の新設又は廃止」とは	17

<従業者割について>

(1) 従業者給与総額	17
(2) 従業者の範囲	17
(3) 従業者給与総額の算定	18
(4) 課税標準の算定期間の中で中途において転勤した者の給与等	18
(5) 年度途中で新たに年齢65歳以上になる者、障がい者又 は雇用改善助成対象者に該当することとなった者の取扱い	19
(6) 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ 従事している従業者の方の給与等	19
(7) 課税標準の算定期間中において用途変更があった施設に 勤務する方の給与等	19
【別表1】 従業者の範囲等一覧表	20
(8) 従業者に係る出向、出張、派遣等関連図	21

4 免税点	22
(1) 資産割及び従業者割の免税点	22
(2) 免税点の判定日及び注意点	22
(3) 従業者に著しい変動がある場合の免税点判定	23
(4) 事業を休止している場合	23
(5) 企業組合又は協業組合の免税点	23
(6) 課税施設と非課税施設とに兼務している従業者に係る免税点判定	23

5	税率・税額計算	2 3
(1)	税率	2 3
(2)	税額計算	2 3
(3)	端数処理	2 4
6	共同事業とみなし共同事業について	2 4
(1)	共同事業を行う場合	2 4
(2)	みなし共同事業を行う場合	2 4
(3)	特殊関係者	2 5

第3章 非課税

1	非課税の範囲	2 7
2	非課税の判定	2 7
3	人的非課税	2 7
(1)	国及び公共法人	2 7
(2)	公益法人等又は人格のない社団等	2 7
4	主な用途非課税	2 7
(1)	福利厚生施設	2 7
(2)	路外駐車場	2 7
(3)	自動車運送事業用施設	2 8
(4)	消防用設備等・防災施設等	2 8
5	公益法人等が収益事業と収益事業以外との事業を併せて行う場合	2 8
6	非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い	2 8
7	非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者	2 8

第4章 課税標準の特例

1	人的課税標準の特例	2 9
2	主な用途課税標準の特例	2 9
(1)	倉庫業者の営業用倉庫	2 9
(2)	ホテル・旅館用施設	2 9
(3)	タクシー事業用施設	2 9
3	課税標準の特例の判定日	2 9
4	課税標準の特例適用施設とその他の課税施設に係る共用部分の取扱い	2 9
5	課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者	2 9
6	2以上の課税標準の特例の適用がある場合	3 0
7	免税点の判定	3 0

第5章 減免

1	減免の範囲	3 0
2	減免の申請	3 0
3	減免の判定	3 0

第6章 申告及び納付

1	申告納付が必要となる方	3 1
2	申告期限	3 1
3	申告納付場所及び必要書類	3 1
(1)	申告場所	3 1
(2)	納付場所	3 1
(3)	申告に必要な書類	3 1
(4)	事業所税の電子申告について	3 1
4	決定・期限後申告、修正申告・更正の請求	3 2
(1)	決定・期限後申告	3 2
(2)	修正申告・更正の請求	3 2
5	事業所等の新設・廃止についての申告	3 2
6	事業用家屋を貸し付けている場合についての申告	3 2
7	延滞金、加算金	3 2
(1)	延滞金	3 2
(2)	加算金	3 2

<資料編>

1 非課税対象施設	3 3
(1) 人的非課税	3 3
(2) 用途非課税	3 6
【別表2】 非課税となる消防用設備・防災施設等の範囲	4 2
【表1】 特定防火対象物一覧	4 2
【表2】 消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧	4 3
【参考1】 宇都宮市火災予防条例抜粋	4 6
2 課税標準の特例対象施設	4 8
(1) 人的課税標準の特例	4 8
(2) 用途による課税標準の特例	4 9
【別表3】 特例控除の対象となる公害防止又は資源有効利用施設の範囲	5 3
【別表4】 期限付き課税標準の特例	5 7
【別表5】 減免対象施設	5 8
【参考2】 宇都宮市事業所税条例・同施行規則	6 0

<申告書の記載例>

1 具体例	7 1
2 免税点の判定方法	7 2
(1) 資産割	7 2
(2) 従業者割	7 2
3 課税標準の計算	7 2
(1) 資産割	7 2
(2) 従業者割	7 2
4 税額の計算	7 2
第4 4号様式「事業所税の申告書」の記載例	7 3
第4 4号様式別表1「事業所等明細書」の記載例	7 4
第4 4号様式別表2「非課税明細書」の記載例	7 5
第4 4号様式別表3「課税標準の特例明細書」の記載例	7 6
第4 4号様式別表2・3用附表「障がい者・65歳以上の従業者 及び雇用改善助成対象者給与支払明細者」の記載例	7 7
第4 4号様式別表4「共用部分の計算書」の記載例	7 8
「事業に係る事業所税減免申請書」の記載例	7 9
「事業所等新設・廃止申告書」の記載例	8 0
「事業用家屋の貸付申告書」の記載例	8 1
申告書作成時のチェック表	8 2

<よくある質問と答え>

よくある質問と答え	8 4
-----------	-----

第 1 章 事業所税の概要

1 事業所税について

事業所税は、都市環境の整備・改善事業に要する費用に充てることを目的に、一定規模以上の都市が課税するもの（目的税）で、宇都宮市では昭和 51 年 10 月から課税が開始されました。

企業の利益に応じて課税される法人市民税とは異なり、利益の有無にかかわらず、「企業の事業活動の規模」に応じて課税されます。

具体的に「企業の事業活動の規模」とは、市内の事業所などの床面積とその事業所に勤務する従業者数をいいます。

なお、事業所などの新增設の規模に応じて、建築主を対象に課税される「新增設に係る事業所税」は、平成 15 年 3 月 31 日に廃止されました。

2 課税のしくみ

事業所税には、**資産割**と**従業者割**があり、次の表の区分により納税義務のある法人又は個人が、申告し同時に納税することとされています。

項目	資産割	従業者割
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
申 告 義 務	市内合計事業所床面積が 800 m ² 超	市内合計従業者数が 80 人超
納 税 義 務	市内合計事業所床面積が 非課税面積を除いて 1,000 m ² 超	市内合計従業者数が 非課税従業者を除いて 100 人超
税 率	1 m ² につき 600 円	支払給与総額の 0.25%
納 付 方 法	申告納付	
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人 事業年度	
	個人 1 月 1 日～12 月 31 日	
申 告 納 付 期 限	法人 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内（延長制度はありません。）	
	個人 翌年の 3 月 15 日まで	

このほかに、次の場合は申告しなければなりません。

- ・ 事業所などを他に貸し付けている場合
- ・ 事業所などを新たに設置し、又は廃止した場合

3 申告の際に提出する書類

No	書類	内容
1	事業所税の申告書（第44号様式）	当初申告，修正申告に使用します。
2	事業所等明細書（第44号様式別表1）	課税標準の算定期間中における事業所の使用状況を記載します。
3	非課税明細書（第44号様式別表2）	非課税に該当する施設，従業者がある場合に提出してください。
4	課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）	課税標準の特例の適用となる施設，従業者がある場合に提出してください。
5	障がい者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書（第44号様式別表2・3用附表）	算定期間中に支払われた対象者の給与等の総額を記載します。
6	共用部分の計算書（第44号様式別表4）	オフィスビルなどの共同で使用している建物に係る共同の用に供する部分がある場合に提出してください。
7	事業に係る事業所税減免申請書	減免に該当する場合に提出してください。提出の際は，減免事由が証明できる書類も添付してください。
8	事業用家屋の貸付申告書	他の事業者には施設の一部または全部を貸し付けている場合に提出してください。
9	事業用家屋及び従業者の申告書	免税点以下で申告義務のみが発生する場合に提出してください。
10	事業所等新設・廃止申告書	新たに事業所を新設又は廃止した場合に提出してください。
11	その他必要な添付書類	初めて申告する場合及び面積等に変動がある場合などは，非課税，課税標準の特例，減免施設等を記載した図面を添付してください。また，非課税施設，課税標準の特例施設，減免施設等がある場合は，それが証明できる書類を添付してください。 その他必要に応じて書類等の添付や現地調査実施等のお願いをすることがあります。

※ No. 3～11に関しては，該当する場合のみ提出してください。

※ 申告書の記載方法に関しては，P. 71からの「申告書の記載例」をご覧ください。

4 事業所税の使途

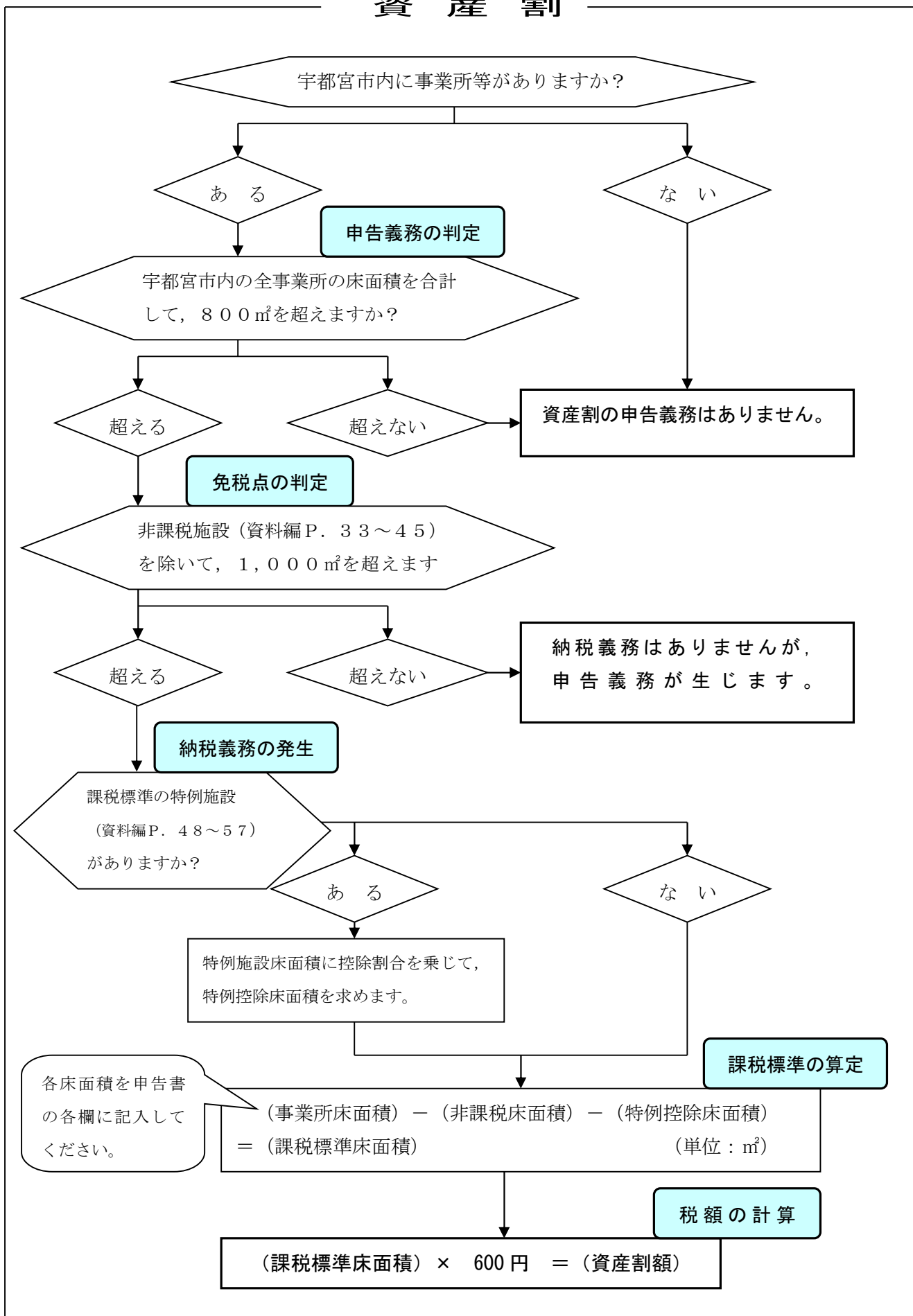
納められた事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てることを目的としており、その使途については次に掲げる事業とされています。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

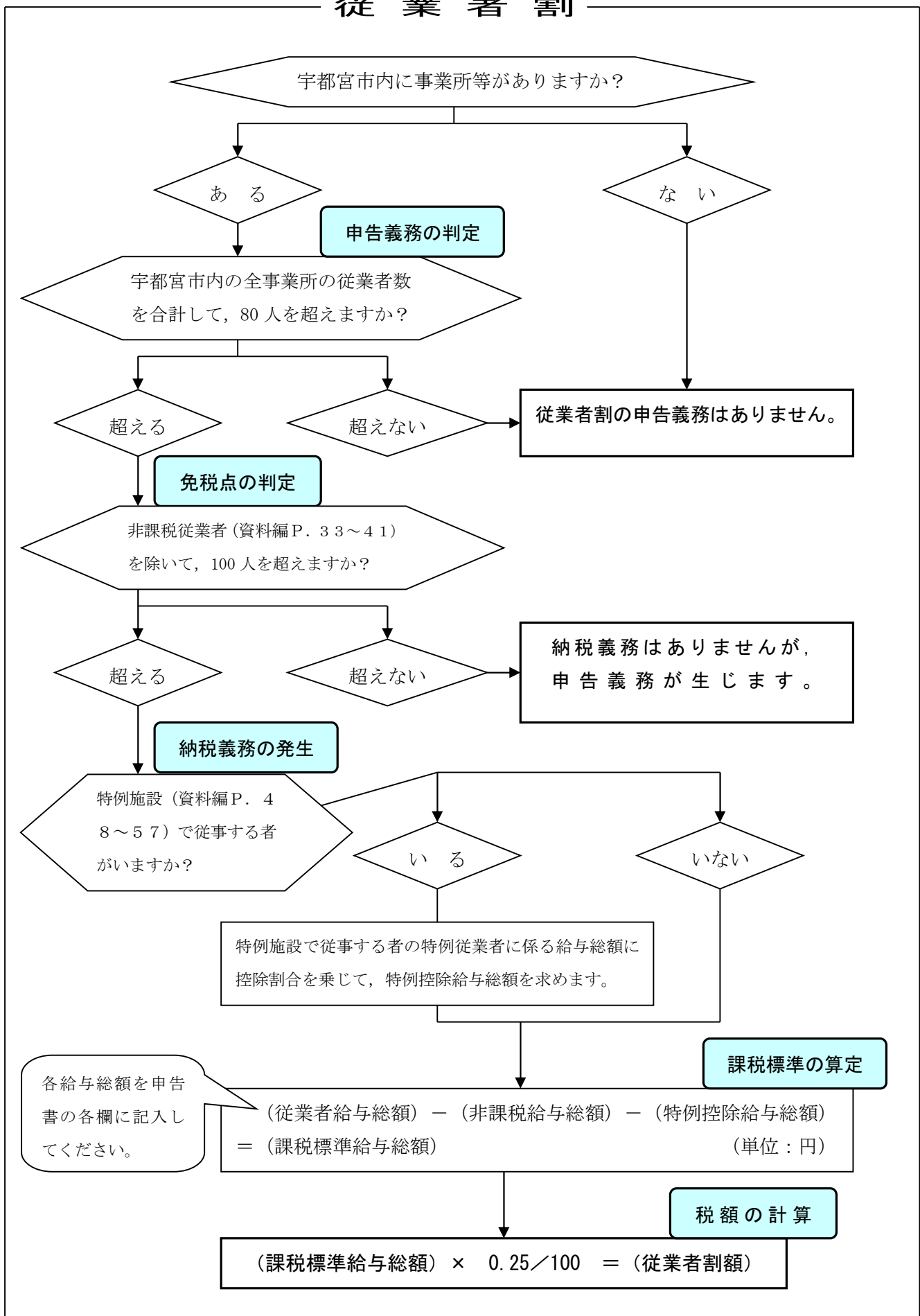
5 課税団体（令和6年4月1日現在 77団体）

- (1) 東京都（特別区の存する区域）
- (2) 指定都市（20市）
札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市 静岡市
浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市
熊本市
- (3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市（3市）
武蔵野市 三鷹市 川口市
- (4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（5市）
守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市
- (5) 人口30万人以上の政令で定める市（48市）
〔北海道地方〕 旭川市
〔東北地方〕 秋田市 郡山市 いわき市
〔信越地方〕 富山市 金沢市 長野市
〔関東地方〕 **宇都宮市** 前橋市 高崎市 川越市 所沢市 越谷市 市川市 船橋市
松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市
〔東海中部地方〕 豊橋市 豊田市 岡崎市 岐阜市 春日井市 一宮市 四日市市
〔近畿地方〕 大津市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 明石市 奈良市
和歌山市
〔中国地方〕 倉敷市 福山市
〔四国地方〕 高松市 松山市 高知市
〔九州地方〕 久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

資 産 割



従業員割



第2章 事業所税の具体的な取扱い

1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

したがって、ある年度分について課税されれば、翌年度以降課税されなくなるというのではなく、事業を継続する限り、毎年申告納付の義務があります。

事業所等の意義については、次のとおりです。

(1) 事業所等とは

事務所又は事業所をいい、自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要性から設けられた人的・物的設備で継続性を有する場所をいいます。

具体的には、事務所、店舗、工場などのほか、これらに付随する倉庫、材料置場、作業場、ガレージ等も含まれます。無人倉庫等の人的設備を欠く施設もこれらを管理する事務所等が市域の内外を問わず存する限り、事業所等に該当します。

(2) 事業所等に該当しないものの例

- ① 社宅、社員寮等、人の居住の用に供するもの
- ② 設置期間が2～3ヶ月程度の現場事務所、仮小屋等
- ③ 設置期間が1年未満の建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物
- ④ モデルハウス等、商品見本としての性格が強いもの

(3) 事業所等において行われる事業とは

物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。

また、事業所等において行われる事業とは事業所用家屋又はその区画内において行う生産、管理、販売などの事業のほか、その区画外で行われるもの、たとえば外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属するものである限り、事業所等において行われる事業に含まれます。

(4) 事業所用家屋とは

家屋の全部又は一部で現に事業の用に供するものをいいます。

なお、家屋とは固定資産税における家屋をいいます。したがって、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登録されるべき建物（登記の有無は問いません。）をいいます。

2 納税義務者

事業所税の納税義務者は、宇都宮市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。
なお、次の点に注意してください。

(1) 人格のない社団等

法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。

(2) 貸ビル等で事業を行う者

所有者ではなく、その全部又は一部を借りて事業を行う法人又は個人が、納税義務者となります。
したがって、貸ビル等の貸主は、当該貸付（空室部分を含む。）については納税義務者となりません。

(3) 共同事業（P. 24参照）

各共同事業者の課税標準は個々に算定し、申告することとなりますが、各々連帯納税義務を適用されます。

なお、この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様です。

(4) みなし共同事業（P. 24参照）

特殊関係者の事業と特殊関係者を有するものの事業が、同一の家屋で行われた場合、当該特殊関係者の行う事業は、共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。

この場合、特殊関係者を有する者の免税点判定は、当該共同事業とみなされたものと、その者本来の事業とを合算して行うこととなりますが、課税標準の算定においては合算されません。

(5) 実質課税

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者がその事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている者が、納税義務者となります。

(6) 清算中の法人

清算の事業を行う範囲内において、納税義務者となります。

(7) 委託事業に係る納税義務者

委託事業に係る納税義務者については、委託業務の実施の実態より、事業所用家屋の使用、管理等の状況を把握して現に事業を行っている者を判断する必要があります。

3 課税標準

事業所税は、事業所床面積を課税標準として課する資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割によって構成されています。

資産割

資産割の課税標準は、算定期間（当該事業の事業年度）の末日現在における、宇都宮市内に存在する各事業所等の合計床面積です。

（１）課税標準の算定期間

法人の場合	事業年度	
個人の場合	原則	1月1日から12月31日まで
	年途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
	年途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
	年途中で事業を開始し、その年途中で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日まで

（２）事業所床面積について

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。また、事業所用家屋とは家屋の全部又は一部で、居住の用に供するもの以外、現に事業所等の用に供するものをいいます。

（３）床面積及び課税標準算出における端数処理

床面積の算定は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定し、1㎡の100分の1未満の端数は、各階ごとに切り捨てます。

また、課税標準の月割計算により床面積に1平方メートル未満の端数が生じた場合は、1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます。

（４）共用部分の取扱い

2以上の事業者が使用している建物又は建物の一部を居住の用に供しているもので、これらに係る共同の用に供する部分（下の計算式において「共用部分」といいます。）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次のように計算します。

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{専用部分の床面積の合計}}}$$

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいいます。具体的には、貸ビル等のエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室等をいいます。

なお、貸ビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理施設は、一般的に管理者の専用部分に該当し、入居者未定の空室は入居者がある場合の専用部分と同様に取り扱います。

※ 駐車場に係る共用部分（車路等）については、駐車場を専用使用する者の間で、前記（４）の方法に準じてそれぞれが専用している駐車場の面積の比によって按分することになりますが、１台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場全体の面積を台数按分することとして、差し支えありません。

（具体例）Ａ社の事業所床面積

			床面積の内訳 A社の専用床面積：180㎡ B社の専用床面積：120㎡ C社の専用床面積：150㎡ D社の専用床面積：150㎡ 空室（2室）：300㎡ 廊下（共用部分）：100㎡
A社 事務所	B社 店舗	C社 事務所	
廊下			
D社 店舗	空室	空室	

この場合におけるA社の事業所床面積は次のとおりです。
（空室部分も専用部分として計算します。）

A社の事業所床面積＝180＋100×180／900＝200㎡

（５）休止中の施設について

事業所税における事業とは、それ自体が長期間継続して行われることを前提としており、部分的又は一時的な休止については、原則として考慮しないものです。

しかしながら、月割課税制度の適用との均衡上から、事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前６月以上休止が継続していたと認められる部分については課税標準に含めないものとして取り扱われます。ただし、継続的休止（季節による休止）は休止施設として認められません。この場合、休止部分は明確に区画されている必要があり、いつでも業務再開ができる状態にある遊休施設、倉庫代わりに使用されている部屋等は休止施設に該当しません。

※ 免税点の判定には、この休止部分も含めて判定することとなります。

（６）課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を課税用途から非課税用途に、又は非課税用途から課税用途に変更した場合の課税標準は、算定期間の末日現在における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象かの判定を行います。

したがって、これらの場合は、事業所用家屋に係る床面積の全部がその用途に応じて課税対象又は非課税対象となり、月割計算は行いません。

(7) 課税標準の算定期間が1年(12月)に満たない場合の取扱い

課税標準の算定期間が会社を設立又は解散したこと等により1年（12月）を満たない場合の事業所床面積は、次の算式により算定します。

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}}$$

(具体例) A社が決算期を9月30日から3月31日に変更した場合

A社の3月31日現在の事業所床面積の内訳

本社：	600㎡
a支店：1，	200㎡

<免税点判定>

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 $600 + 1,200 = 1,800 \text{ m}^2 \Rightarrow$ 課税対象

＜課税標準＞

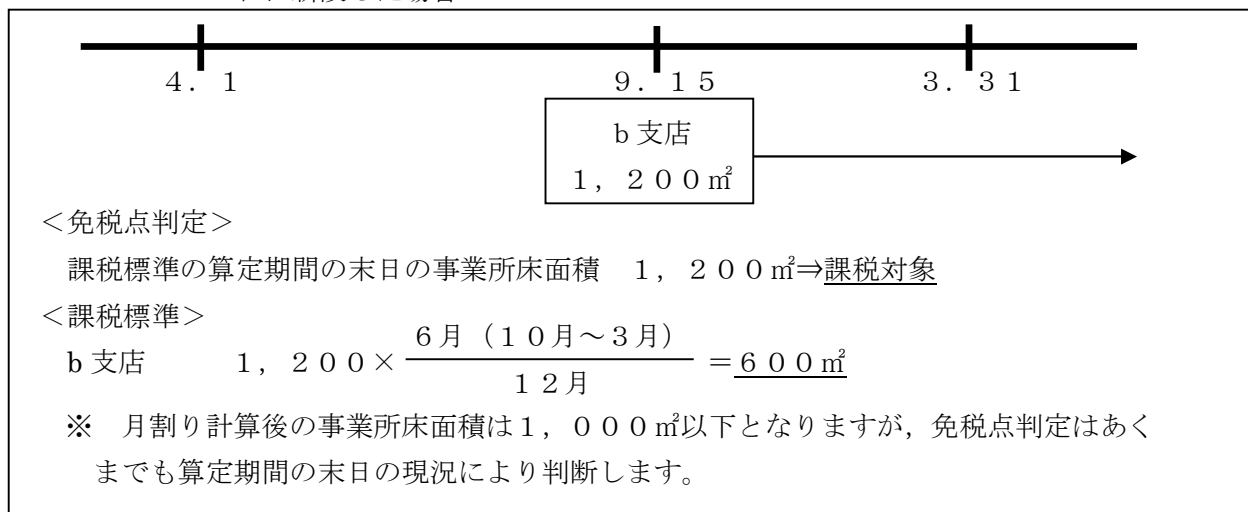
$$\begin{array}{lcl} \text{本社} & 600 \times \frac{6 \text{ 月 (10月} \sim \text{3月)}}{12 \text{ 月}} & = 300 \text{ m}^2 \\ \text{a 支店 1,} & 200 \times \frac{6 \text{ 月 (10月} \sim \text{3月)}}{12 \text{ 月}} & = 600 \text{ m}^2 \end{array} \Rightarrow 300 + 600 = \underline{900 \text{ m}^2}$$

(8) 課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等があった場合の取扱い

① 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等

$$\frac{\text{課税標準となる事業所床面積} \times \left(\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right)}{1}$$

(具体例①－１) 東京に本社があるＢ社（３月３１日決算）が、宇都宮市内にｂ支店を令和××年９月１５日に新設した場合



4. 1 8. 1 3. 3 1

本社
2, 0 0 0 m²

c 支店
5 0 0 m²

＜免税点判定＞

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 $2,000 + 500 = 2,500 \text{ m}^2 \Rightarrow$ 課税対象

＜課税標準＞

本社 2, 0 0 0 m² ←

課税標準の算定期間の初日（4月1日）に新設された場合には、算定期間の中に新設された事業所等には該当しないため、月割り計算は行いません。

c 支店 $500 \times \frac{7 \text{ 月（9月～3月）}}{12 \text{ 月}} = 291.66 \text{ m}^2$

合計 $2,000 + 291.66 = \underline{2,291.66 \text{ m}^2}$

4. 1 3. 20 3. 31

d 支店
1, 200 m²

＜免税点判定＞
課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 1, 200 m²⇒課税対象

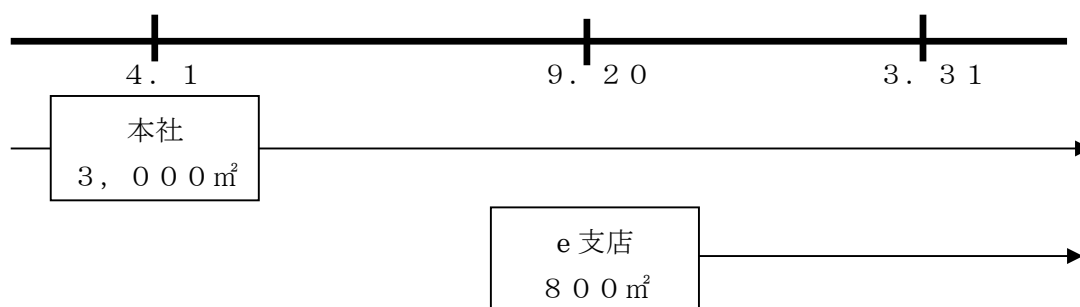
＜課税標準＞

d 支店 1, 200 × $\frac{0 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = \underline{0 \text{ m}^2}$

課税標準の算定期間の最終月に事業所等の新設した場合、月割り計算上の月数は0月となります。

※ 課税標準は0 m²となり、課税されませんが、課税標準の算定期間の末日時点で、従業者数が免税点（100名）を超えている場合には、従業者割のみが課税されることとなります。

(具体例①－４) 宇都宮市内に本社を有するＥ社（３月３１日決算）が、令和××年９月２０日に宇都宮市内にｅ支店を新設した場合



<免税点判定>

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 $3,000 + 800 = 3,800 \text{ m}^2 \Rightarrow$ 課税対象

＜課税標準＞

本社 3, 000 m²

$$\text{e 支店} \quad 800 \times \frac{6 \text{ 月 (10月} \sim \text{3月)}}{12 \text{ 月}} = 400 \text{ m}^2$$

合計 $3,000 + 400 = 3,400 \text{ m}^2$

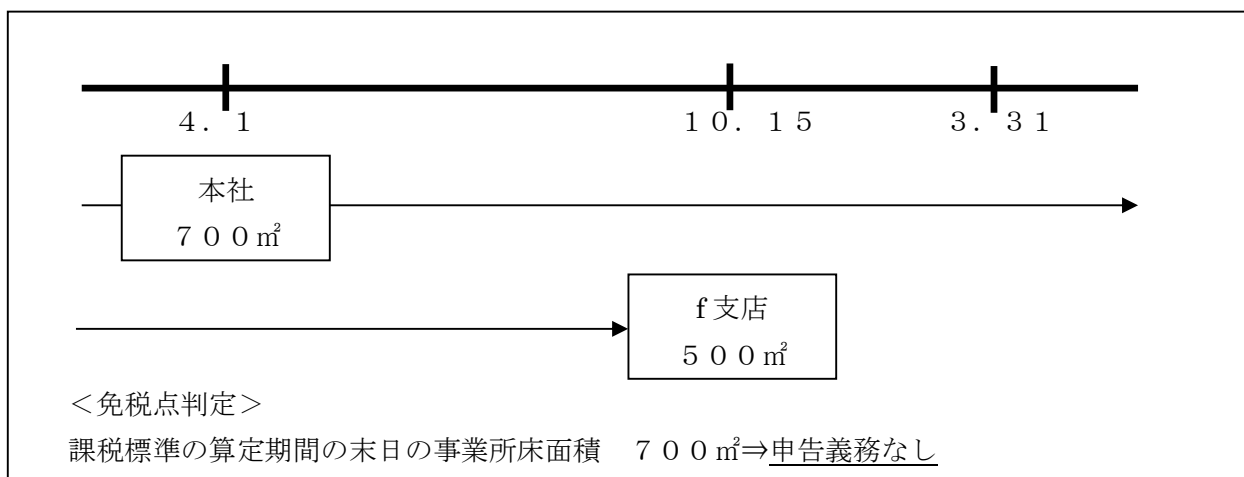
※ 免税点の判定を含め、次の点に注意してください。

- ・ 月割り計算後の事業所床面積が、1,000㎡以下となる場合でも、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が免税点（1,000㎡）を超える場合には、事業所税は課税されます（P.10「具体例①－1」参照）
- ・ 事業所等の開設が月の初日（1日）である場合であっても、月割り計算の分子に当たる月数は、開設の日の属する月の翌月から数えます。（P.11「具体例①－2 c 支店」の計算例参照）ただし、事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日（例：事業年度が4月1日から3月31日までの場合の4月1日）である場合には、当該事業所等について、算定期間を通じて使用された事業所等と解し、月割りの対象とはしません。（P.11「具体例①－2 本社の計算例」参照）
- ・ 課税標準の算定期間の最終月（3月決算の場合における3月中の設立）に事業所等を新設した場合は、翌月から数えますので、月割り計算上の月数は0月となり、資産割の課税標準は0㎡となります。（P.11「具体例①－3」参照）ただし、課税標準の算定期間の末日において、従業者数が免税点（100名）を超えている場合には、従業者割については課税対象となります。

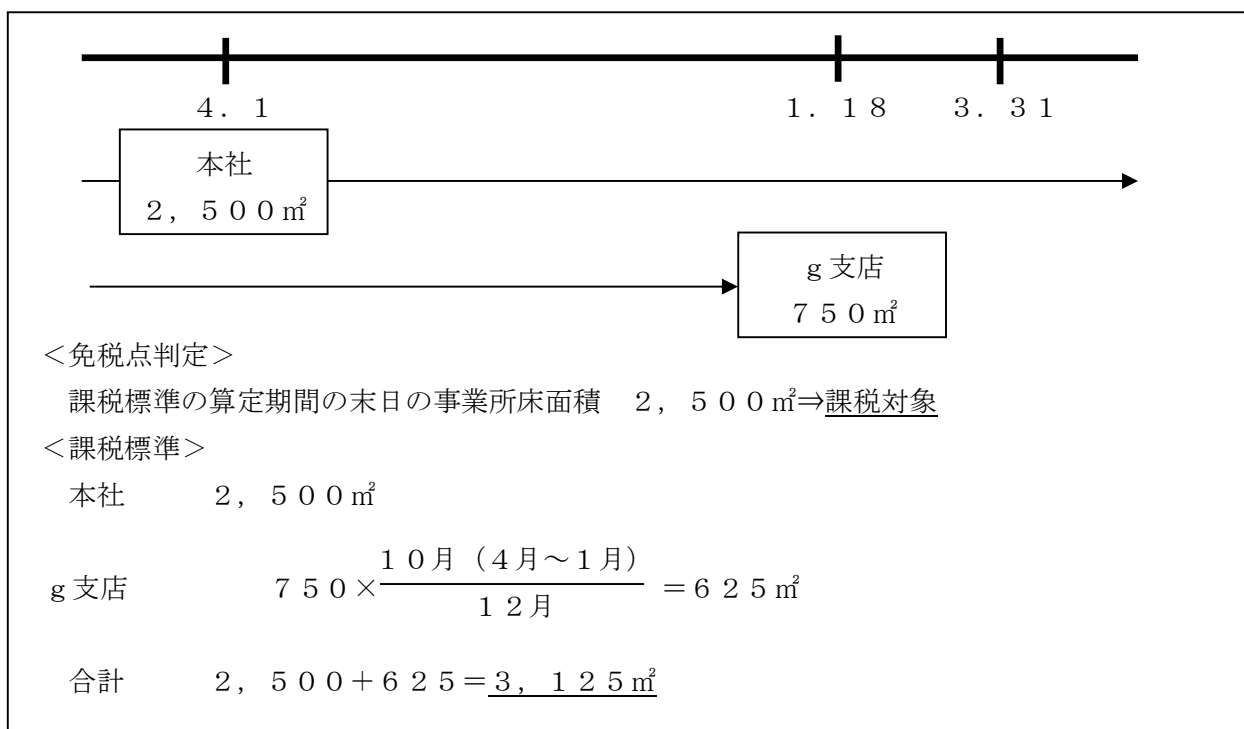
② 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

$$\frac{\text{課税標準となる事業所床面積}}{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

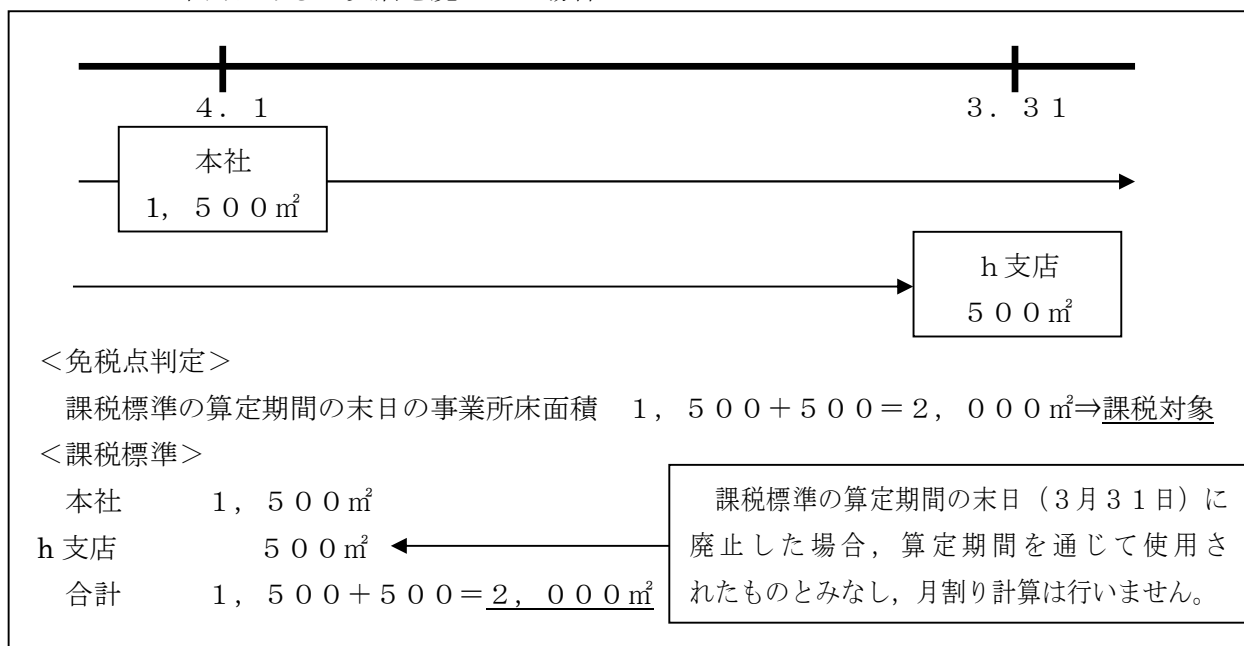
(具体例②－１) 宇都宮市内に本社を有するF社（３月３１日決算）が、令和××年１０月１５日に宇都宮市内にあるf支店を廃止した場合



(具体例②－２) 宇都宮市内に本社を有するG社（３月３１日決算）が、令和××年１月１８日に宇都宮市内にあるg支店を廃止した場合



(具体例②－３) 宇都宮市内に本社を有するH社（３月３１日決算）が、令和××年３月３１日に宇都宮市内にあるh支店を廃止した場合



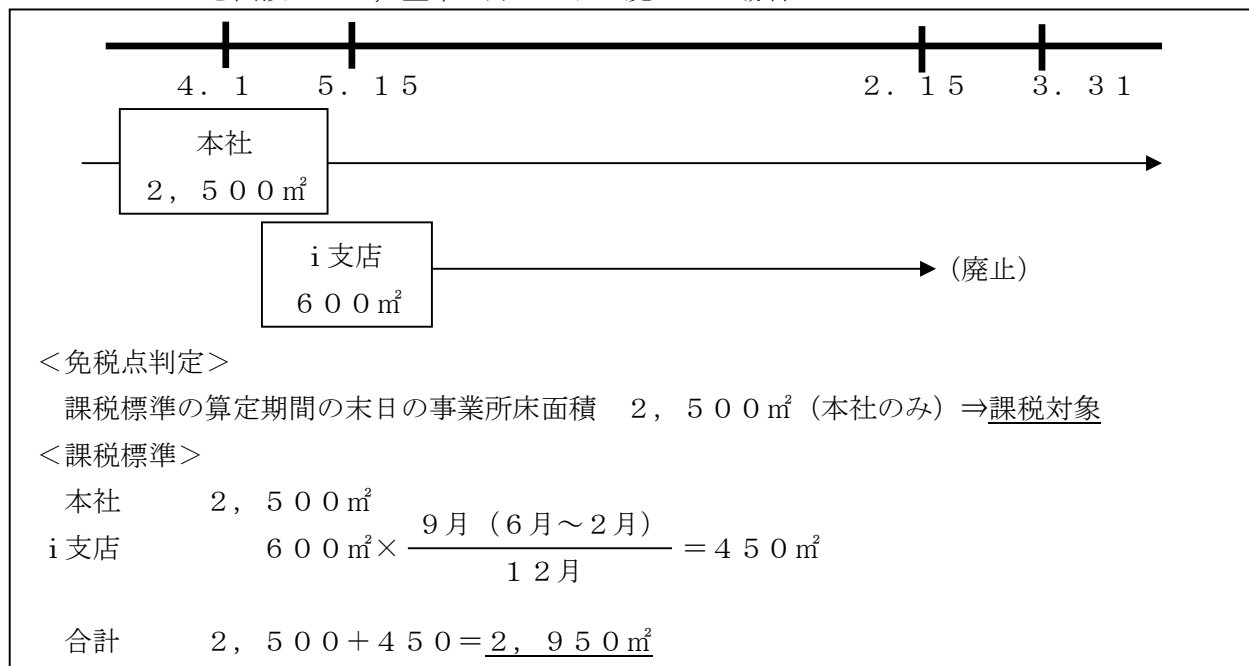
※ 免税点の判定を含め，次の点に注意してください。

- ・ 課税標準の算定期間の末日において，当該期間の途中で廃止された事業所等以外の市内の他の事業所等が免税点以下である場合（廃止された事業所等以外に市内に他の事業所等がない場合等）は，課税されません。（P. 13「具体例②－１」参照）
- ・ 課税標準の算定期間の末日において，当該期間の途中で廃止された事業所等以外に，市内に所在する他の事業所等があり，免税点を超える場合は，廃止された事業所等についても，月割り計算の上，課税標準に算入します。（P. 13「具体例②－２」参照）
- ・ 課税標準の算定期間の末日（例：事業年度が４月１日から３月３１日までの場合の３月３１日）に事業所等を廃止した場合は，当該事業所等は，算定期間を通じて使用された事業所等となります。この場合，免税点の判定は当該事業所等の分を含めて行います。（P. 14「具体例②－３」参照）

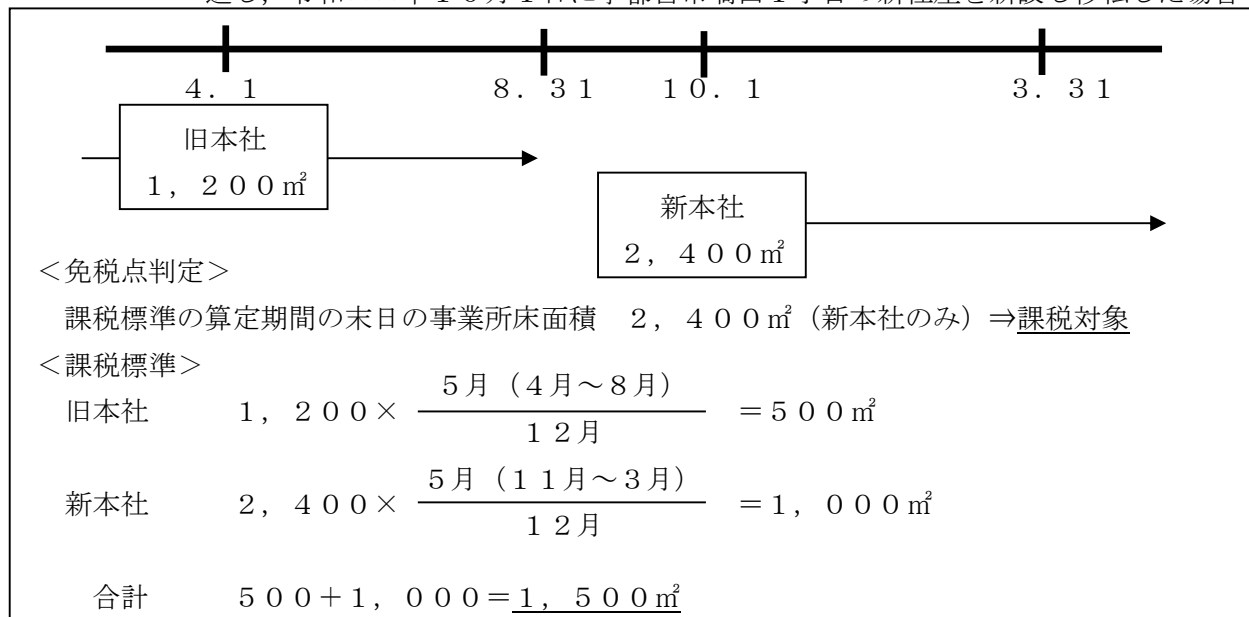
③ 課税標準の算定期間の中途において新設され、同期間の中途において廃止された事業所等

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

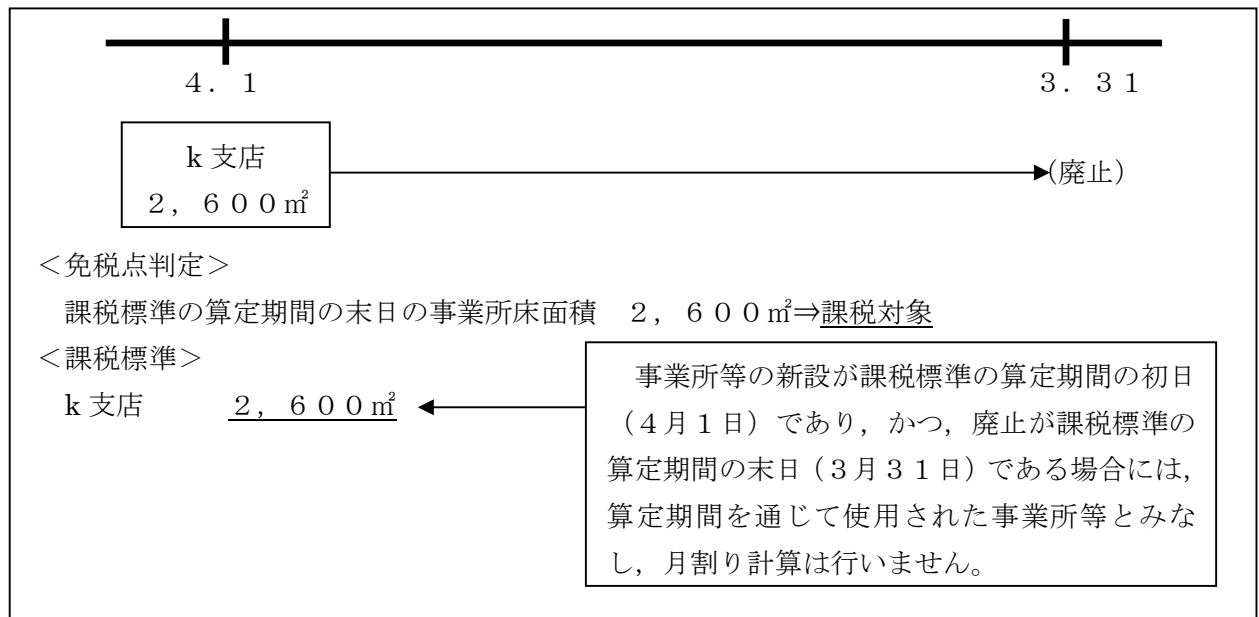
(具体例③－１) 宇都宮市内に本社を有する I 社（３月３１日決算）が、令和××年５月１５日に i 支店を開設したが、翌年２月１５日に廃止した場合



(具体例③－２) 宇都宮市旭１丁目に本社のあった J 社（３月３１日決算）が、令和××年８月３１日に撤退し、令和××年１０月１日に宇都宮市埴田１丁目の新社屋を新設し移転した場合



(具体例③－３) 東京に本社がある K 社（３月３１日決算）が、令和××年４月１日に宇都宮市内に k 支店を新設したが、翌年３月３１日に閉鎖した場合



※ 免税点の判定を含め、次の点に注意してください。

- ・ 課税標準の算定期間の末日において、市内に所在する他の事業所等が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても、月割り計算の上、課税標準に算入します。（P. 15「具体例③－１」参照）
- ・ 事業所等の開設が月の初日（１日）である場合であっても、月割り計算の分子に当たる月数は、開設の日の属する月の翌月から数えます。（P. 15 具体例③－２ 新本社の計算例」参照。）
ただし、事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日（例：事業年度が４月１日から３月３１日までの場合の４月１日）である場合には、翌月ではなく当該月から計算します。（P. 16「具体例③－３」参照）
- ・ 課税標準の算定期間の末日（例：事業年度が４月１日から３月３１日までの場合の３月３１日）に事業所等を廃止した場合は、免税点の判定は当該事業所等の分を含めて行います。（P. 16「具体例③－３」参照）
- ・ 事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日（例：事業年度が４月１日から３月３１日までの場合の４月１日）かつ、事業所等の廃止が課税標準の算定期間の末日（例：事業年度が４月１日から３月３１日までの場合の３月３１日）である場合には、当該事業所等について、算定期間を通じて使用された事業所等とみなし、月割りの対象とはしません。（P. 16「具体例③－３」参照）

(9) 月割計算を行う「事業所等の新設又は廃止」とは

事業所等の新設又は廃止とは、一の事業所等の全体についての新設又は廃止をいいます。したがって、同一敷地内であれば、経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所等として取り扱うことになります。(効用上一体)一の事業所内における事業所床面積の拡張、縮小等(例えば、同一敷地内及び家屋内での事務所、工場、倉庫等の新增築やテナントの借増、増床等)は、単なる床面積の異動であることから月割計算は行わないものであり、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

従業員割

従業員割の課税標準は、課税標準の算定期間(資産割の場合と同じです。P. 8をご覧ください。)中に支払われた又は支払うべき従業員給与総額です。

(1) 従業員給与総額

課税標準の算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の総額をいいます。現実に従業員に現金が支払われなくとも、会計上未払いとして経理されているものは従業員給与総額に算入されます。

なお、従業員には、一般の従業員のほか、役員、臨時の従業員、出向者等も含まれます。詳しくはP. 20の「別表1 従業員の範囲等一覧表」をご覧ください。

① 従業員給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税法上課税される通勤手当、現物支給給与等です。事業専従者の場合は、その者に係る事業専従者控除額を従業員給与総額に含めます。

② 従業員給与総額に含まれないもの

退職給与、年金、恩給等です。また、外交員その他これらに類するものの業務に関する報酬で、所得税法第28条第1項に規定する給与所得に該当しないもの等、及び常時船舶の乗務員である者に支給される給与等です。

(2) 従業員の範囲

従業員とは、雇用契約等により給与等の支払いを受ける者(アルバイト、パートタイマー等を含みます。)をいい、役員も含まれます。なお、給与等の支払われる時の現況において障がい者(所得税・住民税の本人障がい者控除の対象となる方及び障がい者職業センターの判定により知的障害者とされた方をいいます。)及び年齢65歳以上の者(役員は除きます。)に該当する者は除かれます。詳しくはP. 20の「別表1 従業員の範囲等一覧表」をご覧ください。

(3) 従業者給与総額の算定

① 年齢 65 歳以上の者及び障がい者

役員以外の年齢 65 歳以上の者及び役員以外の障がい者については、従業者から除かれます。したがって、これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与等の額を除いて行います。

※ 年齢 65 歳以上の者及び障がい者の申告にあたっては、一旦従業者給与総額に含め、非課税と同様の取扱いをしてください。

② 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を除いて行います。

雇用改善助成対象者とは、55 歳以上 65 歳未満であり、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象者で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させるための訓練を受けられている方をいいます。詳しい区分は次のとおりです。

雇用改善助成対象者の区分	根拠法令
高年齢者、障がい者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者	雇用保険法第 6 2 条第 1 項第 3 号 若しくは第 5 号 雇用対策法施行令第 2 条第 2 号
作業環境に適応させるための訓練を受けた者	雇用保険法第 6 3 条第 1 項第 3 号 雇用対策法第 1 8 条第 5 号
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第十条第三号に規定する雇用奨励金の支給に係る者	本州四国連絡橋建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 1 0 条第 3 号

※ 雇用改善助成対象者の申告にあたっては、一旦従業者給与総額に含め、課税標準の特例と同様の取扱いをして下さい。

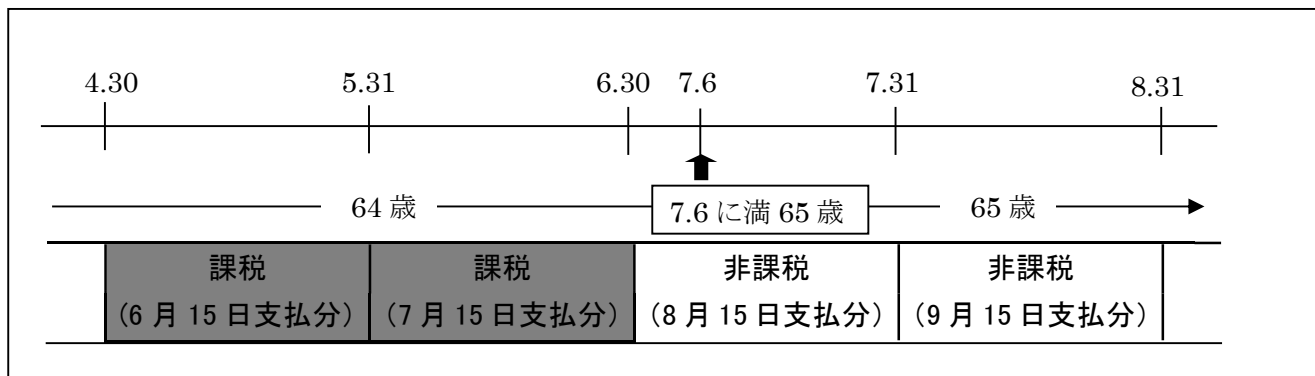
(4) 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、宇都宮市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から宇都宮市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。

(5) 年度途中で新たに年齢 65 歳以上になる者、障がい者又は雇用改善助成対象者に該当することとなった者の取扱い

年度途中で新たに年齢 65 歳以上の者、障がい者又は雇用改善助成対象者に該当することとなった者（従業者の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の現況により判定）に係る給与等は、次の例によって計算してください。

（具体例）毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 15 日である場合



(6) 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の方の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の方の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等との区分については、それぞれの事業に従事した分量によって按分することとされています。ただし、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとされます。

※ 分量とは、勤務時間をいいます。

(7) 課税標準の算定期間中において用途変更があった施設に勤務する方の給与等

課税標準の算定期間のうち課税の対象となる施設に係る期間に支払われた給与等が従業者給与総額に含まれます。

別表1 従業者の範囲等一覧表

従業者の種類		免税点の判定	課税標準の算定	備 考
65歳以上の者（役員を除く。）		人数に含めない	課税標準に含めない	使用人兼務役員は役員として取り扱います。この場合、給与や報酬等について従業者給与総額に算入します。
障がい者（※1）（役員を除く。）		人数に含めない	課税標準に含めない	
役員 （※2）	役員・使用人兼務役員 （65歳以上の者を含む。）	人数に含める	課税標準に含める	
	非常勤の役員	人数に含める	課税標準に含める	
	数社の役員を兼務する役員	各々の会社の人数に含める	当該会社の課税標準に含める	
	無給の役員	人数に含めない	—	
雇用改善助成対象者		人数に含める	2分の1に相当する額を課税標準から控除	
短時間勤務のパートタイマー（※3）		人数に含めない	課税標準に含める	
日々雇用等の臨時の従業者（アルバイト）		人数に含める	課税標準に含める	
休職中の従業者		給与等の支払いがある場合は、人数に含める	課税標準に含める	
中途退職者		人数に含めない	課税標準に含める	
出 向 社 員	出向元が給与を支払う場合	出向元の人数に含める	出向元の課税標準に含める	
	出向先の会社が出向元に対して給与相当分を支払う場合	出向先の人数に含める	出向先の課税標準に含める	
	出向先と出向元が給与を負担	主たる給与等を支払う会社を含める	各々の会社の課税標準に含める	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張		人数に含めない	課税標準に含めない	長期とは算定期間（通常は1年）を超える期間をいいます。
派遣法に基づく派遣社員（※4）		派遣元の人数に含める	派遣元の課税標準に含める	
保険外交員で事業所得のみの者		人数に含めない	課税標準に含めない	給与等の支給を受ける者に該当しません。
保険外交員で事業所得及び給与所得を有する者		人数に含める	給与所得分のみ課税標準に含める	
専ら非課税施設に勤務する者		人数に含めない	課税標準に含めない	

※1 障がい者とは、所得税・住民税の本人障がい者控除の対象となる方及び障がい者職業センターの判定により知的障がい者とされた方をいいます。

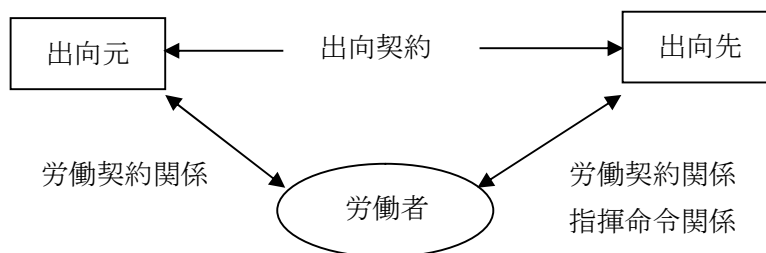
※2 役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。

※3 「パートタイマー」とは、形式的な呼称でなく、勤務の状態によって判定されるものであり、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が4分の3未満である方（いわゆる「社会保険適用基準」を満たしていない方）をいい、隔日または特定曜日にフルタイム勤務する方（いわゆるアルバイト）はこれに含みません。

※4 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。課税区域外へ派遣されている従業者は、免税点判定の人数に含めず、また、当該従業者に支払われた給与は、課税標準の算定における給与総額に含めません。

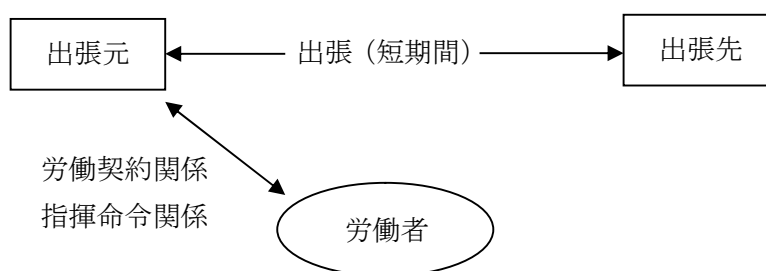
(8) 従業者に係る出向、出張、派遣等相關図

① 出向



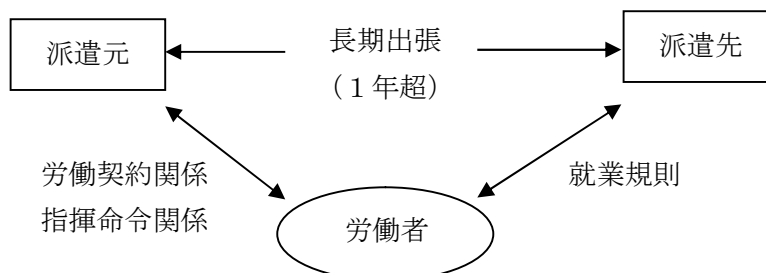
従業者給与総額への算入に関しては、実質的な負担（従業者に対する給与払に係る負担）が出向元にあるのか出向先にあるのか、によるものです。

② 出張



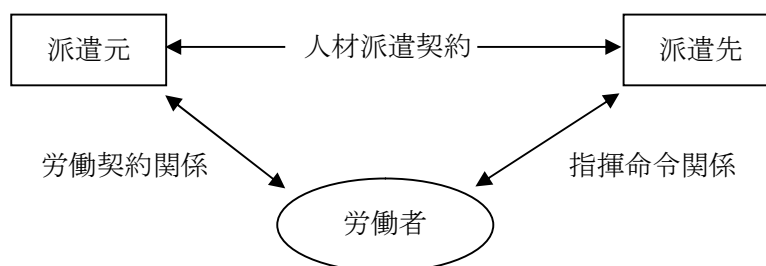
出張に係る期間の給与については、課税区域外（外国，他都市）に出張している場合であっても、出張元の従業者給与総額に算入します。

③ 派遣



課税区域外（外国，他都市）に派遣している従業者については、当該事業所等と本市との受益関係に直接関与しているものでないため、派遣元の従業者給与総額に算入しません。

④ 派遣法に基づく派遣社員



派遣元労働者と派遣先との関係は単に指揮命令系統があるだけであり、派遣労働者に係る給与は派遣元の給与総額に算入します。なお、派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

4 免税点

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に判定することになります。

したがって、資産割、従業者割どちらか一方でも免税点を超えると申告納付義務が発生します。（資産割のみが免税点を超えている場合は資産割のみが、従業者割のみが免税点を超えている場合は、従業者割のみが課税されます。）

なお、免税点の判定は、課税標準の特例適用施設がある場合には課税標準の特例適用前で行います。

（１）資産割及び従業者割の免税点

① 資産割

宇都宮市内の各事業所等の合計床面積が、非課税床面積を除いて１，０００平方メートル以下である場合には納税義務はありません。ただし、８００平方メートルを超える場合には申告が必要です。（非課税床面積を含めます。）

② 従業者割

宇都宮市内の各事業所等の合計従業者人数が、非課税従業者人数を除いて１００人以下である場合には納税義務はありません。ただし、８０人を超える場合には申告が必要です。（非課税従業者人数を含めます。）

（２）免税点の判定日及び注意点

① 資産割

- ・ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の事業所床面積により判定します。
- ・ 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は、免税点判定からは除かれますが、免税点（１，０００㎡）を超え課税対象となった場合、月割で課税されます。（P. １３「具体例②－２」参照）
- ・ 課税標準の算定期間の末日に廃止された事業所等の床面積は免税点判定の床面積に含まれます。（P. １４「具体例②－３」参照）
- ・ 免税点は、事業所床面積から非課税床面積を除いて判定します。課税標準の特例床面積及び減免に係る床面積は免税点の判定基準となる事業所床面積から除きません。

② 従業者割

- ・ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の従業者数で判定します。（課税標準の中途において退職した従業者等は、免税点の判定上除かれますが、課税標準となる従業者給与総額に含まれます。）
- ・ 免税点は、役員以外の従業者で年齢６５歳以上の者及び障がい者、非課税施設に係る従業者等（P. ２０「別表１ 従業者の範囲等一覧表」参照）を除いて判定します。
- ・ 雇用改善助成対象者及び課税標準の特例施設に係る従業者は、免税点判定から除きません。

(3) 従業者に著しい変動がある場合の免税点判定

課税標準の算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\boxed{\text{従業者数}} = \frac{\boxed{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

なお、従業者数に著しい変動がある事業所等とは、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える事業所等です。

(4) 事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前6月以上連続して休止している事業所等の事業所床面積及び事業所等の一部を休止している部分に係る事業所床面積についても、免税点判定における事業所床面積には含まれます。ただし、課税標準からは除かれます。

(5) 企業組合又は協業組合の免税点

企業組合又は協業組合の各事業所等のうちで一定のものについては、資産割及び従業者割の免税点判定は、組合員ごとに行います。

(6) 課税施設と非課税施設とに兼務している従業者に係る免税点判定

当該従業者が課税標準の算定期間の末日現在において、課税施設に従事している場合は免税点の判定の基礎となる従業者数に含めます。

5 税率・税額計算

(1) 税率

① 資産割

事業所床面積1平方メートルにつき600円です。

② 従業者割

従業者給与総額の100分の0.25です。

(2) 税額計算

事業所税額 = 資産割額 (①課税標準となる事業所床面積×600円)
+ 従業者割額 (②課税標準となる従業者給与総額×0.25/100)

$$\begin{array}{l} \text{①} \quad \boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税に係る事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例に係る控除事業所床面積}} \\ \text{②} \quad \boxed{\text{課税標準となる従業者給与総額}} = \boxed{\text{従業者給与総額}} - \boxed{\text{非課税に係る従業者給与総額}} - \boxed{\text{課税標準の特例に係る控除従業者給与総額}} \end{array}$$

(3) 端数処理

事業所床面積は1平方メートルの100分の1未満の端数を、課税標準となる従業者給与総額は1,000円未満の端数を切り捨てます。なお、事業所税額は、資産割額と従業者割額を合算後に100円未満を切り捨てます。資産割額と従業者割額でそれぞれ100円未満を切り捨ててから合算するものではありませんので、ご注意ください。

6 共同事業とみなし共同事業について

共同事業及び特殊関係者等が行うみなし共同事業については、課税標準や免税点などの取り扱いにおいて、次の特例があります。

(1) 共同事業を行う場合

① 納税義務

共同事業者には、連帯納税義務が課せられます。(共同申告は不要)

② 免税点

共同事業のうち、損益配分の割合に応じて事業所床面積又は従業者数を按分したものを単独で行うものとみなし(下の計算式を参照)、当該共同事業のほかに単独で事業所等を有する場合には、これらの合計で判定します。

共同事業に係る事業
所等の事業所用床面
積又は従業者数

×

損益配分の割合(損益配分の割合が定
められていない場合は、出資の価額に
応じる割合)

③ 課税標準

共同事業のうち、損益配分の割合に応じて算出された事業所床面積又は従業者数です。当該共同事業のほかに単独で事業所等を有する場合には、これらの合計です。

(2) みなし共同事業を行う場合

同一建物内において、特殊関係者(子会社など)とその特殊関係者を有する者(親会社など)又は他の特殊関係者が事業を行う場合は、共同事業とみなされます。

① 納税義務

みなし共同事業者には、連帯納税義務が課せられます。(共同申告は不要)

② 免税点

特殊関係者を有する者(※)は、自己の事業と自己の特殊関係者の事業の用に供する事業所等床面積・従業者数を併せて免税点判定し、自己の事業の用に供する事業所用床面積及び従業者給与総額について申告納税します。

(※ 特殊関係者を有する者かどうかの判定 → P. 25 「特殊関係者」)

③ 課税標準

各々の事業者が、それぞれの事業所等で行う事業に係る事業所床面積又は従業者給与総額です。当該みなし共同事業のほかに単独で事業所等を有する場合には、これらの合計です。(事業所床面積などによる課税標準の按分はしません。)

(3) 特殊関係者

① 意味

特殊関係者とは、一定の者（判定対象者「A」：特殊関係者を有する者であるか否かの判定をすべき者）と次のアからキまでの類型に掲げる関係にある個人又は会社等のことです。

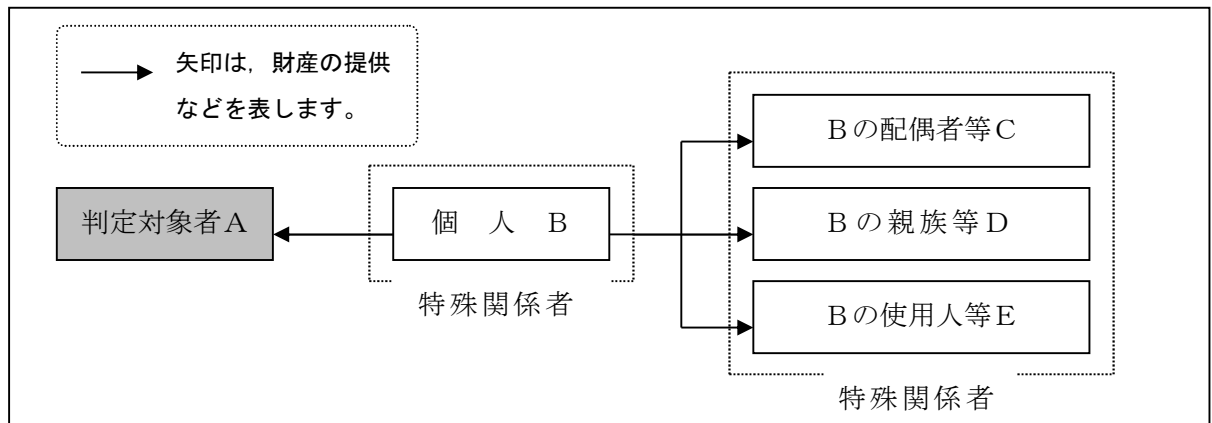
② 類型

ア 「A」の配偶者（事実上婚姻関係にあるものを含む。）、直系血族及び兄弟姉妹

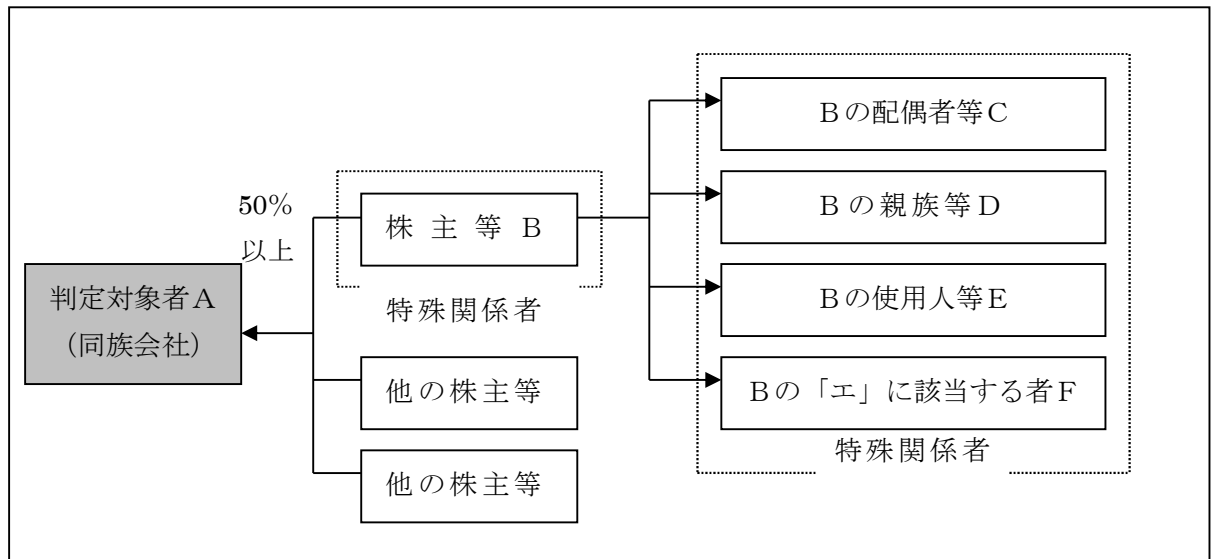
イ 「A」の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族で、「A」と生計を一にする者及び「A」から受ける金銭その他の財産により、生計を維持している者（アに該当する者を除く。）

ウ 「A」の使用人その他の個人（ア及びイに該当するものを除く。）で、「A」から受ける金銭その他の財産により、生計を維持している者

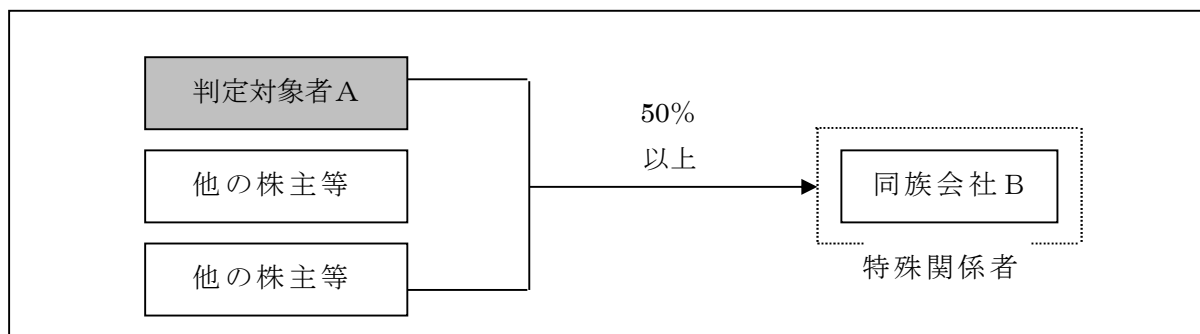
エ 「A」に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人（ア及びイに該当する者を除く。）及びこの者（B）と特定の関係のある個人（C～E）



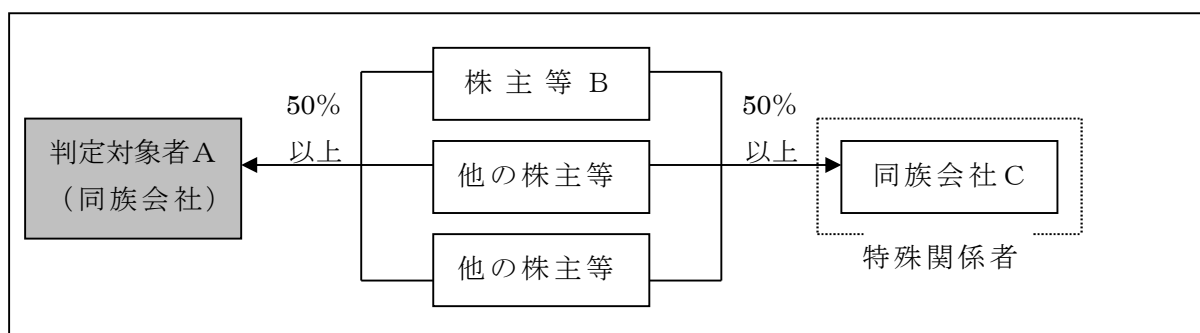
オ 「A」が同族会社の場合で、同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人（B）及び（B）と特定の関係がある個人（C～F）



カ 「A」を同族会社か否かの判定の基礎とする同族会社である会社（B）



キ 「A」が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（B'）（これらの者とア～エのB～Eのいずれかに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として、同族会社に該当する他の会社も含む。）の全部又は一部を判定の基礎として、同族会社に該当する他の会社（C）



第3章 非課税

1 非課税の範囲

事業を行う非課税施設には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税等があります。その範囲についてはP. 33「非課税対象施設」以下をご覧ください。

2 非課税の判定

非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の非課税判定は、その廃止の直前の現況により行います。

3 人的非課税

(1) 国及び公共法人

国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人

(2) 公益法人等又は人格のない社団等（収益事業に係るものを除きます）

法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等

4 主な用途非課税

(1) 福利厚生施設

福利厚生施設とは一般的に、保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館（弓道場、柔道場等）、売店、喫茶店、娯楽室など事業主が従業員の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。更衣室、浴場、休憩室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば工場などにおける従業員のための浴場、制服着用が義務付けられている事業所等の更衣室等）と、専ら従業員の福利厚生のために設けられている場合が考えられますが、本来の事業の性質、施設の利用の実態から判断して、当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設に該当します。

なお、同一の場所を福利厚生施設のための用途とその他の用途とに共用している場合は、主たる用途で判定します。また、研修室は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設には該当しません。トイレ、給湯室に関しても事業活動を支える施設であり、間接的に業務に使用されている施設であるので、福利厚生施設には該当しません。

(2) 路外駐車場

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもののことをいいます。一般公共の用に供される駐車場とは、利用者を特定しないもので、不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（おおむね200m）以内に設置されているもののことをいいます。一般的な営業形態としては時間貸し駐車場がこれに該当し、月極貸し駐車場は該当しません。同一駐車場内に「時間貸し」部分と「月極貸し」部分とが併設されている場合は、その面積割合により非課税部分を計算します。非課税施設として対象となる範囲は、駐車場の用に供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及びターンテーブル等を含みます。

(3) 自動車運送事業用施設

次に掲げる事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設が該当します。

- ① 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。）
- ② 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業
- ③ 貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの
- ④ 貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送にかかるもの（自動車を使用して貨物の集荷または配達を行う部分に限ります。）

(4) 消防用設備等・防災施設等 ※資産割のみ

非課税の対象となる消防用設備等および防災施設等とは、百貨店・旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして、地方税法施行令第56条の4第1項で定める防火対象物に設けられる消防用設備等および防災施設等で一定のものをいいます。したがって、オフィスビルは特定防火対象物に該当しませんが、ビル内に飲食店や物販店があり、複合用途防火対象物に該当する場合は、非課税が適用されます。特定防火対象物の範囲並びに非課税となる消防用設備等及び防災施設等の範囲はP. 42「表1 特定防火対象物一覧」及びP. 43「表2 消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧」以下をご覧ください。

5 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行う場合

収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う事業所等の事業所床面積若しくは従業者給与総額について、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれの非課税規定の適用を受けるものを算出します。

6 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一事業所家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の非課税となる事業所床面積は、当該非課税施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いになります。

(具体例) 同一事業所家屋内に課税施設、非課税及び廊下が設けられている場合

廊下 7 5 m ²		この場合の非課税床面積は1 3 0 m ² のみで、廊下に係る7 5 m ² は課税施設と非課税施設との間の共用部分として按分計算の対象にはならず、すべて課税対象となります。
課税施設 1 5 0 m ²	非課税施設 1 3 0 m ²	

7 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、各々の事業に従事した分量に応じて、その者の給与等の額を按分します。

ただし、分量が明らかでない場合は、受ける事業と受けない事業とに均等に従事したものとして計算します。

第4章 課税標準の特例

非課税措置以外にも、非課税と同様にその創設の趣旨及び目的から事業所税を軽減すべきと考えられる特定の事業所等について、人的な課税標準の特例及び用途による課税標準の特例措置があります。詳しくはP. 48「課税標準の特例対象施設」以下をご覧ください。

1 人的課税標準の特例

協同組合等でその本来の事業の用に供する施設は、事業所税の課税標準の2分の1が控除されます。協同組合等とは、農業協同組合、信用金庫及び中小企業等協同組合などの法人税法第2条第7号の法人（法人税法別表第3に掲げる法人等）をいいます。

2 主な用途課税標準の特例

(1) 倉庫業者の営業用倉庫

倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫（同法第3条の許可を受けて倉庫業を営む者）が該当します。

(2) ホテル・旅館用施設

旅館業法第2条第2項に規定するホテル又は旅館の客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。）、ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るものが該当します。しかし、風営法の適用を受けるものは除かれますので、ご注意ください。

(3) タクシー事業用施設

タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設が該当します。

3 課税標準の特例の判定日

資産割については、課税標準の算定期間の末日における現況の用途により判定します。（課税標準の算定期間の中に廃止された事業所等の場合は、廃止直前における現況により判定します。）

4 課税標準の特例適用施設とその他の課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例適用施設とその他の課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の課税標準の特例が適用となる事業所床面積は、当該課税標準の特例適用施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

5 課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者

課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業を併合して行う場合の従業者給与総額の算定は、非課税と同様の方法です。（P. 28「7 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者」参照）

6 2以上の課税標準の特例の適用がある場合

2以上の課税標準の特例規定に重複して該当する場合は、次の順序に従います。また、地方税法第701条の41第1項の表各号の重複適用は行いません。

適用順位	適用条項
1	地方税法第701条の41第1項
2	地方税法第701条の41第2項

7 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税と異なり、課税標準の特例対象となる事業所床面積や従業者についても、これを控除する前の状況で判定しますのでご注意ください。

第5章 減免

1 減免の範囲

本市においては、P. 58以下に掲げる施設又は市長が必要と認める場合に限り、減免措置を受けることができます。

2 減免の申請

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限の7日前までに「事業所税減免申請書」（P. 79参照）の提出が必要です。なお、申告書と併せて減免の事実が確認できる書類を提出してください。

3 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

第6章 申告及び納付

1 申告納付が必要となる方

宇都宮市内において事業を行っている方で、課税標準の算定期間の末日現在において、次の条件に一つでも該当する場合

区分	申告義務者
納付申告	- 宇都宮市内で使用する事業所等の事業所床面積（非課税規定の適用がある事業所床面積は除く。）合計が1,000㎡を超える場合 - 宇都宮市内の事業所等の従業者（役員でない障がい者、役員でない年齢65歳以上の者、非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除く。）の合計が100名を超える場合
免税以下の申告 （申告義務のみ）	- 前事業年度（法人）又は前年（個人）に納税義務があった場合 - 課税標準の算定期間末日において、宇都宮市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積（非課税に係る事業所床面積及び休止施設を含む。）が800㎡を超える場合 - 課税標準の末日現在において、宇都宮市内の各事業所等の従業者（非課税に係る従業者数を含む。）の数の合計数が80人を超える場合

2 申告期限

法人	事業年度終了の日から2ヶ月以内
個人	翌年の3月15日まで

※ 法人税等にある申告書の提出期限の延長の制度はありません。

3 申告納付場所及び必要書類

（1）申告場所

宇都宮市理財部税制課諸税証明グループ 事業所税担当
〒 320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

（2）納付場所及び申告に必要な書類

- 宇都宮市役所、宇都宮市役所の各地域自治センター、各地区市民センター及び出張所
- 指定金融機関（納付書の裏面を参照してください。）、ゆうちょ銀行及び郵便局
- 申告の際は、P. 2「3 申告の際に提出する書類」をご覧ください。

（3）事業所税の電子申告について

地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用した電子申告も可能です。
オフィス等のパソコンから複数の地方公共団体への申告をまとめて行うことが可能となります。
なお、宇都宮市電子申請共通システムを利用した申告も受付けております。eLTAXの利用環境が整っていない場合は、宇都宮市電子申請共通システムをぜひご利用ください。

【eLTAXホームページ】<https://www.eltax.lta.go.jp/>

【宇都宮市電子申請共通システムトップページ】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092011/ea/residents/portal/home>

4 決定・期限後申告、修正申告・更正の請求

(1) 決定・期限後申告

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定することがあります。

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

※ 決定の期間は、平成23年税制改正により平成23年12月2日以後に申告納付期限が到来する事業年度分から5年（改正前は3年）に変更となりました。

(2) 修正申告・更正の請求

申告納付税額に不足がある場合には、遅滞なく修正申告するとともに、その修正により増加した税額を納付していただく必要があります。

また、申告納付税額が過大であった場合には、申告納付期限より5年以内に更正の請求（更正請求書及び更正理由がわかる資料を提出）をすることができます。

※ 更正の請求の期間は、平成23年税制改正により平成23年12月2日以後に申告納付期限が到来する事業年度分から5年（改正前は1年）に変更となりました。

5 事業所等の新設・廃止についての申告

宇都宮市内において事業所等を新設又は廃止した場合には、その事実から1月以内に、『事業所等新設・廃止申告書』を提出してください。

6 事業用家屋を貸し付けている場合についての申告

事業に係る事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、その貸付状況を貸し付けた日から1月以内に、『事業所用家屋の貸付申告書』を提出してください。貸付状況に異動（変更、解約）が生じた場合も同様です。

7 延滞金、加算金

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納税額に①年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については②年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金額が加算されます。ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、①の割合にあつては、その年中における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、②の割合にあつては、その年中における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）が適用されます。

(2) 加算金

申告期限後に申告した場合には不申告加算金（原則として納付すべき税額の15%、ただし納付すべき税額が50万円を超える場合は、超えた部分に対する割合は20%）が、申告もれのある場合には過少申告加算金（原則として不足税額の10%、ただし不足税額が期限までに申告した税額または50万円のいずれか多い金額を超える場合は、超えた部分に対する割合は15%）が課されます。また、納税義務者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺいまたは偽装した場合には重加算金（税額の35%または40%）が課されます。

資料編

1 非課税対象施設

(1) 人的非課税

① 国、公共法人等

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
					法律	政令	省令
国等	国、公共法人等	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人(法人税法別表第1に掲げる法人) ※ 法人税法別表第1に掲げる法人については、次頁の「法人税法別表第1に掲げる法人」を参照してください。	○	○	法 701 の 34①	—	—

② 公益法人等が行う収益事業以外の事業

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
					法律	政令	省令
公益	公益法人等及び人格のない社団等	法人税法第2条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む。)又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業 ※ 法人税法別表第2に掲げる法人については、次頁の「法人税法別表第2に掲げる法人」を参照してください。	○	○	法 701 の 34②	令 56 の 22 及び 56 の 23	—

法人税法別表第1に掲げる法人

・ 沖縄振興開発金融公庫 ・ 株式会社国際協力銀行 ・ 株式会社日本政策金融公庫 ・ 港務局 ・ 国立大学法人 ・ 社会保険診療報酬支払基金 ・ 水害予防組合 ・ 水害予防組合連合 ・ 大学共同利用機関法人 ・ 地方公共団体	・ 地方公共団体金融機構 ・ 地方公共団体情報システム機構 ・ 地方住宅供給公社 ・ 地方税共同機構 ・ 地方道路公社 ・ 地方独立行政法人 ・ 独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	・ 土地開発公社 ・ 土地改良区 ・ 土地改良区連合 ・ 土地区画整理組合 ・ 日本下水道事業団 ・ 日本司法支援センター ・ 日本中央競馬会 ・ 日本年金機構 ・ 日本放送協会
---	---	---

法人税法別表第2に掲げる法人

・ 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。） ・ 外国人技能実習機構 ・ 貸金業協会 ・ 学校法人（私立学校法第64条第4項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。） ・ 企業年金基金 ・ 企業年金連合会 ・ 危険物保安技術協会 ・ 行政書士会 ・ 漁業共済組合 ・ 漁業共済組合連合会 ・ 漁業信用基金協会 ・ 漁船保険組合 ・ 酒造組合中央会 ・ 勤労者財産形成基金 ・ 軽自動車検査協会 ・ 健康保険組合 ・ 健康保険組合連合会	・ 酒造組合連合会 ・ 酒販組合 ・ 酒販組合中央会 ・ 酒販組合連合会 ・ 商工会 ・ 商工会議所 ・ 商工会連合会 ・ 商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。） ・ 商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。） ・ 商品先物取引協会 ・ 消防団員等公務災害補償等共済基金 ・ 職員団体等（法人であるものに限る。） ・ 職業訓練法人 ・ 信用保証協会 ・ 土地家屋調査士会 ・ 生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。） ・ 税理士会 ・ 生活衛生同業組合連合会	・ 都道府県職業能力開発協会 ・ 日本行政書士会連合会 ・ 日本勤労者住宅協会 ・ 日本公認会計士協会 ・ 日本司法書士会連合会 ・ 日本商工会議所 ・ 日本消防検定協会 ・ 日本私立学校振興・共済事業団 ・ 日本税理士会連合会 ・ 日本赤十字社 ・ 日本電気計器検定所 ・ 日本土地家屋調査士会連合会 ・ 日本弁護士連合会 ・ 日本弁理士会 ・ 日本水先人会連合会 ・ 特定農業協同組合連合会 ・ 農業信用基金協会 ・ 農水産業協同組合貯金保険機構 ・ 負債整理組合 ・ 弁護士会 ・ 保険契約者保護機構 ・ 水先人会 ・ 輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
---	---	--

・原子力損害賠償・廃炉等支援機構 ・原子力発電環境整備機構 ・高圧ガス保安協会 ・広域的運営推進機関 ・広域臨海環境整備センター ・更生保護法人 ・小型船舶検査機構 ・国家公務員共済組合 ・国家公務員共済組合連合会 ・国民健康保険組合 ・国民健康保険団体連合会 ・国民年金基金 ・国民年金基金連合会 ・公益財団法人 ・市街地再開発組合 ・自動車安全運転センター ・司法書士会 ・社会福祉法人 ・社会保険労務士会 ・公益社団法人 ・宗教法人 ・住宅街区整備組合 ・酒造組合 ・一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る） ・一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る） ・委託者保護基金 ・全国健康保険協会 ・土地改良事業団体連合会	（会員に出資をさせないものに限る。） ・石炭鉱業年金基金 ・船員災害防止協会 ・全国市町村職員共済組合連合会 ・全国社会保険労務士会連合会 ・損害保険料率算出団体 ・地方競馬全国協会 ・地方公務員共済組合 ・地方公務員共済組合連合会 ・地方公務員災害補償基金 ・中央職業能力開発協会 ・中央労働災害防止協会 ・中小企業団体中央会 ・投資者保護基金 ・独立行政法人（公共法人等以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。） ・認可金融商品取引業協会 ・農業共済組合 ・農業共済組合連合会	・輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。） ・預金保険機構 ・労働組合（法人であるものに限る。） ・労働災害防止協会 ・使用済燃料再処理機構 ・金融経済教育推進機構
--	---	--

(2) 用途非課税

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条例		
					法律	政令	省令
一般	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者が設置する専ら勤労者の福利厚生利用に供する施設。 (1) 事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営し専らこれらの者が雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設 (2) 国民健康保険組合、健康保険組合、共済組合等（国家公務員、市町村職員その他の共済組合）又はその連合会が経営し専らその団体又は組合員の利用に供する福利厚生施設 (3) その他専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生施設で次に掲げるもの - 農協、消費生協、厚生年金基金、労働組合、国家公務員又は地方公務員の団体その他が経営し専らその団体又は組合員の利用に供する福利厚生施設 (4) 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は法第701条の34第2項に規定する人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設 - 上記の者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設 ※ 福利厚生施設とは一般的に次のようなものが該当します。 - 体育館、娯楽教養室、美容室、理髪室、喫茶室、食堂、休憩室等 ※ 次のような施設は、事業所税において非課税とされる福利厚生施設には該当しません。 - トイレ、廊下等に置かれた自動販売機、駐車場等の通勤施設、業務上更衣を必要とする事業場の更衣室、現場作業員の浴槽、業務上必要とされる仮眠室、研修所、湯沸室、事業に関する専門知識向上のための図書室等	○	○	法701条の34③ (26)	令56の41	規24の7
消防設備	消防用設備等・防災施設又は設備（→別表1 P. 42以降）	百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される消防用設備等で政令で定めるもの及び当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち一定の部分 ※ 防火対象物でP. 42別表1の表1に掲げるもの（以下「特定防火対象物」といいます。）に設置される消防用設備等及び防災に関する施設又は設備で、P. 43表2に掲げるものが非課税となります。 ※ P. 43表2に掲げる消防用設備等又は防災に関する施設若しくは設備であっても、特定防火対象物に該当しない建物に設置されたものについては、非課税の適用はありません。	○	—	法701条の34④	令56の43	規24の9

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条例		
					法律	政令	省令
駐車場	路外駐車場	駐車場法第2条第2号の路外駐車場 (1) 都市計画駐車場 (2) 特定路外駐車場で駐車場法第十二条の規定により届出がなされたもの (3) 一般公共の用に供されるものとして、市長が認める特定路外駐車場 ※ 路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいい、時間貸しの対象となっている部分等が該当します。 ※ 月極貸しのための駐車場は非課税とされる路外駐車場に該当しません。 ※ 非課税とされる施設には、駐車のように供される部分のほか、車路、料金徴収所、ターンテーブル等が含まれます。	○	○	法701条の34③ (27)	令56の42	規24の8
	自転車等駐車場	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの。	○	○	法701条の34③ (28)	—	—
中小企業関連	総合特別区域法により中小企業者が貸付を受けた施設	(1) 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から、同号イの資金の貸付を受けて設置する施設のうち、当該事業の用に供する施設のうち、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備 (2) 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から、同号イの資金の貸付を受けて設置する施設のうち、当該事業の用に供する施設のうち、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備	○	○	法701条の34③ (19)	令56の35	—
	中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で、次の(1)の事業の用に供する(2)の施設 (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業 (2) 工場、研究施設、店舗、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備	○	○	法701条の34③ (18)	令56の34	規24の5の2
市場関係	卸売市場等	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するもの。 (1) 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場の施設又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設で倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター (2) 卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所(一時的に指定されたものを除く。)において生鮮食料品等を保管する施設	○	○	法701条の34③ (14)	令56の29	規24の5

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条例		
					法律	政令	省令
農業 関連	農林漁業	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する次の施設。 (1) 農作物育成管理用施設（農業用温室、ビニールハウス（家屋と認定されるものに限る。）、れき耕栽培施設、室内育苗施設） (2) 蚕室（蚕室、稚蚕共同飼育所等） (3) 畜舎（牛舎、豚舎、鶏舎その他の家畜家きん舎等） (4) 家畜飼養管理用施設（家畜管理舎、家畜病害虫駆除施設、糞尿処理施設、畜産物処理施設（搾乳選卵等）、ふ卵育すう施設等） (5) 農舎（農舎、作業場等） (6) 農産物乾燥施設（葉たばこ乾燥室、穀物乾燥施設、しいたけ、ホップ、こんにゃく、球根、除虫菊、なたね等の乾燥施設等） (7) 農業生産資材貯蔵施設（肥料倉庫、飼料倉庫、農機具用燃料貯蔵施設等） (8) たい肥舎、サイロ及びきのか栽培施設	○	○	法701条の34③（11）	令56の27	規24の3
	農業協同組合等 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設。 (1) 農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの (2) (1) 以外の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫の資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号から第13号までの下欄に掲げる資金に限る。）、沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金若しくは漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの (3) 農林水産業者の研修のための施設 (4) 農林水産業の経営の近代化又は合理化のための農林水産業に関する試験研究のための施設	○	○	法701条の34③（12）	令56の28	規24の4
信 書	一般信書便 事業者用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け及び配達のために供する施設その他信書便物の送達のために供する施設で、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設。	○	○	法701条の34③（25）	令56の40の2	規24の6の3
	郵便事業施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で次の施設。 (1) 郵便物の送達のために供する施設で、郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管の用に供する施設 (2) 簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設（当該施設が郵便窓口業務等の用と郵便窓口業務等以外の業務の用とに併せて供される場合には、当該施設のうち郵便窓口業務等の用に供するものとして総務省令で定める部分に限る。）	○	○	法701条の34③（25）の2	令56の40の3	規24の6の4

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条例		
					法律	政令	省令
教育関連	博物館・教育文化施設	非課税の適用となる博物館及び教育文化施設は次の施設。 (1) 博物館法第2条第1項に規定する博物館 (2) 図書館法第2条第1項に規定する図書館 (3) 学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○	法701条の34③(3)	令56の24	—
公害関連	一般廃棄物処理施設	一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）の収集、運搬又は処分の事業の用に供する次の施設。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受け行うもの。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701条の34③(8)	—	—
福祉関連	社会福祉施設等	(1) 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設 (2) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設 (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 (5) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 (7) (1)～(6)のほか社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で、生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第6号及び第7号に掲げる事業、同条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第3号に掲げる事業、同項第4号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業並びに同項第4号の2から第6号まで及び第8号から第13号までに掲げる事業の用に供する施設 (8) 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援施設事業の用に供する施設 (9) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	法701条の34③(10), (10)の2～9	令56の26の2～5	—
医療施設等	医療施設等	(1) 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所 (2) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設で、医療法人が開設するもの (3) 看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所	○	○	法701条の34③(9)	令56の26	—
港湾	港湾運送事業者用施設	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、同法第2条第1項に規定する港湾運送の業務に従事する労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	法701条の34⑤	令56の46	規24の10

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条例		
					法律	政令	省令
交通・運輸関連	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所及び発電施設以外の施設。	○	○	法701条の34③(20)	令56の36	—
	一般貨物運送事業等施設	次の事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設。 (1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。） ・ 営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場（直営に限る。）、従業員の仮眠所等 (2) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 ・ 営業所、車庫、上屋、労務員詰所、荷捌き施設、従業員の仮眠所等 (3) 貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの (4) 貨物利用運送事業法第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除く。）に係る部分に限る。） ・ 営業所、車庫、保管施設、荷扱所、上屋、労務員詰所等	○	○	法701条の34③(21)	令56の37	—
	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設のうち、事務所以外の施設。	○	○	法701条の34③(22)	令56の38	—
	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される次の施設。 (1) 国際路線に就航する航空機の使用する公共の飛行場に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設 (2) 貨物取扱施設、航空機部品の整備及び保管のための施設、整備用資材の保管のための施設、地上作業用機材の整備のための施設、車庫、変電所及び配電所 (3) 旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャー・ルーム、遺失物保管室及び手荷物取扱施設 (4) 待合室、ロビー及び通路、階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設（令第56条の43第2項の消防用設備等又は同条第3項の防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除く。）	○	○	法701条の34③(23)	令56の39	規24の6
	高速道路施設	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設。	○	○	法701条の34③(29)	令56の42の2	—

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条例		
					法律	政令	省令
特定業種	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で物価統制令第4条の規定により道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場（いわゆる銭湯）。	○	○	法701条の34③（4）	令56の25	—
	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場。	○	○	法701条の34③（5）	—	—
	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場。 ※ 化製場は非課税対象とはなりません。	○	○	法701条の34③（6）	—	—
	水道事業用施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設。 ※ 水道施設とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（専用水道の給水の施設を含み、建築物に設けられたものを除きます。）	○	○	法701条の34③（7）	—	—
	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第14号に規定する発電事業、同項第16号に規定する配電事業又は特定卸供給事業の用に供する施設。 （1）電気事業法第2条第1項第18号の電気工作物（発電、変電、送電、配電等） （2）当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設 ※ 実験分析の総合的研究所、発電所、変電所は非課税に該当します。 ※ 発電所・変電所等の事務部門、見学者用施設（サービステーション）は非課税に該当しません。	○	○	法701条の34③（16）	令56の32	—
	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項又は同条第9項に規定するガス事業の用に供する施設。 （1）ガス事業法第2条第13項のガス工作物（排送器、圧送器、整圧器、導管、ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備） （2）当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	○	○	法701条の34③（17）	令56の33	—
	第一種電気通信事業用施設	電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話用装置等を用いて電気通信役務を提供する事業を除く。）を営む第一種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務省令で定める要件に該当する者で、総務大臣が指定するものが当該電気通信事業の用に供する施設で第一種電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設。	○	○	法701条の34③（24）	令56の40	規24の6の2

別表2 非課税となる消防用設備・防災施設等の範囲（地方税法第701条の34第4項関係）

非課税の対象となる施設は、次の表1に掲げる特定防火対象物に設置される消防用設備及び防災施設等に限られます。特定防火対象物の範囲並びに非課税の対象となる消防用設備等及び防災施設等は表1及び表2をご覧ください。

表1 特定防火対象物一覧（消防法施行令別表第1抜粋）

項	特定防火対象物
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法第6条の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第8項、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

表2 消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例及び注意点	非課税区分	
				全部	2分の1
消防用設備	消火設備	消火器具（消火器、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩）	設置箇所に標識を設け、かつ常設されている場合に限る。	○	
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備	- 操作機器の格納庫及び消火薬剤の貯蔵槽又は貯蔵容器等の貯蔵を含む。 - 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない。	○	
		上段の設備に係る水槽の設置部分及び上段の設備に係るポンプが設置されているポンプ室	一般給水用ポンプと併設されている場合は各々のポンプの占用床面積等に応じ按分する。	○	
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備	- 操作機器の格納庫及び消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫を含む。 - 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならないが、消防署長の命令等により操作面積を確保しているなどの場合、当該面積は非課税となる。	○	
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン、非常ベル、自動式サイレン、放送設備	壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならないが、消防署長の命令等により操作面積を確保しているなどの場合、当該面積は非課税となる。	○	
	非常電源	連結散水設備、連結送水管、非常用コンセント設備、無線通信補助設備	床を占有する場合のみ。	○	
		消防用設備等に附置される非常電源、又は予備電源の電源室（発電室、蓄電室又は変電室）	一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占用床面積に応じ按分する。	○	
	避難設備	滑り台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋等	- 当該設備の設置部分及び操作面積（消防署長等の命令により当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が確保され、かつ、その部分が有効に確保されている場合に限る。） - 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない。	○	
		誘導灯、誘導標識	床を占有する場合のみ。	○	
	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池等		○	
	消火活動上必要な施設	排煙設備	排煙設備のダクトスペース（床を占有する部分）を含む。	○	
	パイプスペース等	消防用設備等に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分でバルブ類の格納部分を含むものとし、床を占有する部分	消防用設備等の配管又は配線と一般設備の配管又は配線と併せて格納する場合を含む。	○	

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例及び注意点	非課税区分	
				全部	2分の1
防 災 施 設	総合操作盤 その他消防 用施設	その他の消防用の操作機器の設置部分で 床を占有する部分	- 総合操作盤等の設置部分（占有床面積）は非課税とする。 - 消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤に係る事業所床面積は、非課税とする。 - 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については床を占有する面積がないので、該当しない。	○	
	階段	特別避難階段の階段室及び附室	建築基準法施行令第123条の規定による特別避難階段の階段室及び付室 ※ 特定避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物につき、特定行政庁が避難階段に附室の設置を命じた場合にあっては、その2分の1の面積に対応する部分が非課税となります。	○	
		避難階段の階段室	建築基準法施行令第123条の規定による避難階段の階段室	○	
		避難階段の階段	避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）又は地上へ通ずる直通階段に限る。		○
		上記以外の階段室で建築基準法施行令第112条第9項の規定に基づいて設置されるもの	主要構造を準耐火構造とし、かつ地階又は3階以上の階に居室を有する建築物で防火設備で区画されているもの。		○
	非常照明装置	建築基準法施行令第126条の4、5の規定に基づき設置される非常用の照明装置	予備電源の電源室（一般照明用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じ按分する。）を含む。	○	
	排煙設備	建築基準法施行令第126条の2、3の規定に基づき設置される消防用設備以外の排煙設備	消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せて行うダクトスペース（床を占有する部分）及び予備電源の電源室（一般照明用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じ按分する。）を含む。	○	
	非常用進入口	建築基準法施行令第126条の6、7の規定に基づき設置される非常用の進入口	バルコニーの部分（床面積に含まれる場合）を含む。	○	
	昇降機等	建築基準法施行令第129条の13の3の規定に基づき設置される非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー	予備電源の電源室（一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じあん分する）を含む。	○	
		建築基準法施行令第112条第9項の規定に基づく吹抜け・階段・昇降機の昇降路・ダクトスペース及びその他類する部分で区画されているもの	予備電源の電源室（一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じあん分する）を含む。		○

区分	施設又は設備	対象要件等	具体例及び注意点	非課税区分	
				全部	2分の1
防災施設	避難通路	宇都宮市火災予防条例第35条、第37条及び第38条の規定に基づき設置された避難通路 ※ ホテル・旅館等の客室前の通路は避難通路ではなく、廊下です。 ※ ディスコ・ライブハウスその他これらに類するもの、楽屋・バックヤードなど、倉庫・工場・事務所・オフィスビルなどに非課税となる避難通路はありません。	スプリンクラー有効範囲内に設置するもの	○	
			上段以外のもの		○
	廊下	建築基準法施行令第119条の規定に基づいて設置された廊下	・ 両側に居室がある廊下の場合には1.6m、その他の廊下の場合には1.2mの幅員を有するもの。 ・ 廊下とは室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売り場内の店内通路等は該当しません。		○
	出入口	建築基準法施行令第125条又は125条の2規定に基づいて設置された避難階における屋外への出入り口	区画がない場合は避難通路の有効幅員に相当する部分		○
	喫煙所	宇都宮市火災予防条例第23条の規定に基づいて設置され現場に常設する喫煙所	非課税となる喫煙所は次の施設に設置されたもので標識を設け、かつ常設されているものに限る。 ・ 劇場、映画館、演劇場、観覧場、公会堂又は集会場 ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 ※ デパートの売り場内の接客カウンター等に灰皿が置かれている場合は非課税に該当しません。		○
	中央管理室	建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室（高さ31mを超える建築物又は各構えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街に設ける機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視をするため、常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたもの）に、次の設備又は施設を設置しているもの （１） 排煙設備の制御及び行動の状態の監視に係る設備 （２） 高さが31mを超える建築物に設置されるもので、建築基準法施行令第129条の13第3項に規定する非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係わる設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置	総合操作盤等の床を占有する部分は除く。		○

参考 1 宇都宮市火災予防条例抜粋

(喫煙等)

第 23 条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において、消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8 年法律第 43 号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険が生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 2 に定めるものとしなければならない。

4 第 1 項の消防長が指定する場所(同項第 3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 2 に定めるものとしなければならない。)

5 前項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の 30 分の 1 以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第 1 項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(劇場等の客席)

第 35 条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背(いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80 センチメートル以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35 センチメートル以上とし、座席の幅は、40 センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4 メートル以下とすること。
- (4) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8 席にいす席の間隔が 35 センチメートルを超える 1 センチメートルごとに 1 席を加えた席数(20 席を超える場合にあつては、20 席とする。)をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に 2 分の 1 を乗じて得た席数(1 席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に 0.6 センチメートルを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80 センチメートル(片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、60 センチメートル)未満としてはならない。

ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席 20 席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1 メートル未満としてはならない。

エ マス席を設ける客席の部分には、横に並んだマス席 2 マス以下ごとに幅 40 センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

(キャバレー等の避難通路)

第 37 条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)

及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150 平方メートル以上の階の客席には、有効幅員 1.6 メートル(飲食店にあつては、1.2 メートル)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

(百貨店等の避難通路等)

第 38 条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 150 平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅 1.2 メートル(売場又は展示場の床面積が 300 平方メートル以上のものにあつては、1.6 メートル)以上の主要避難通路を一以上保有しなければならない。

2 百貨店の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 600 平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2 メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

2 課税標準の特例対象施設

(1) 人的課税標準の特例（要件と控除割合）

区分	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関 係 条 文		
					法 律	政 令	省 令
協 同 組 合	協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人等）がその本来の事業の用に供する施設 ※ 法人税法別表第3に掲げる法人等については、同頁下の「法人税法別表第3に掲げる法人等」を参照してください。	1 ／ 2	1 ／ 2	法701の 41①(1)	—	—

法人税法別表第3に掲げる法人等

・生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。） ・生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。） ・生活衛生同業小組合 ・共済水産業協同組合連合会 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会 ・漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。） ・商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	・商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。） ・商店街振興組合 ・商店街振興組合連合会 ・消費生活協同組合 ・消費生活協同組合連合会 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・森林組合 ・森林組合連合会 ・水産加工業協同組合 ・水産加工業協同組合連合会 ・生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を支給するものを除く。） ・船主相互保険組合 ・たばこ耕作組合 ・中小企業等協同組合（企業組合を除く。）	・内航海運組合 ・内航海運組合連合会 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会（法人税法別表第2の農業共同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。） ・農業組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項第2号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。） ・農林中央金庫 ・輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る。） ・輸出水産業組合 ・輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。） ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・労働者協同組合※令和4年10月1日施行
--	--	--

(2) 用途による課税標準の特例(要件と控除割合)

区分	対 象	要 件 等	資産 割	従 業 者 割	関 係 条 文		
					法 律	政 令	省 令
倉庫施設・ 流通業務施設	倉庫業者の 営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 ※ 課税標準の特例の対象となる営業用倉庫は、倉庫業者が国土交通大臣の行う登録を受けたもので、その本来の事業の用に供する倉庫をいいます。	3 ／ 4	—	法701の 41①(14)	—	—
	流通業務地区 内の上屋・店 舗等	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置する同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで(事務所以外の施設)並びにこれらの施設に附帯する第9号に掲げる施設(法第701条の41第1項第18号(流通業務地区内に設置される倉庫)に掲げるものを除く。) (1) トラックターミナル、鉄道の貨物駅、その他貨物の積卸しのための施設 (2) 倉庫、野積場、貯木場 (3) 上屋、荷さばき場 (4) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の用に供する店舗 (5) 上記の施設に附帯する自動車駐車場又は車庫 ※ 宇都宮市内に流通業務地区に該当する地区はありません。	1 ／ 2	1 ／ 2	法701の 41①(17)	令 56 の 65	—
	流通業務地区 内の倉庫業者 の営業用倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの ※ 宇都宮市内に流通業務地区に該当する地区はありません。	3 ／ 4	1 ／ 2	法701の 41①(18)	—	—
ホテル・ 旅館	ホテル・旅館 用施設	旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設 ※ 対象となるものは次のものです。 ・ 客室(すべて特例の対象) ・ 食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。) ・ 広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。) ・ ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの(玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室等。令第56条の43第2項・第3項の消防用設備等を除く。) ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものは該当となりません。	1 ／ 2	—	法701の 41①(9)	令 56 の 60	規 24 の 19
信 書	特定信書便事 業者用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け及び配達のに供する施設その他信書便物の送達のに供する施設で、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理のに供する施設	1 ／ 2	1 ／ 2	法701の 41① (19)	令 56 の 66	規 24 の 21

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
					法律	政令	省令
交通事業	タクシー業務用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げるタクシー事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。）者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設とする。 ※ 営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設、整備工場（直営に限る。）資材部品倉庫等を含みます。	1 ／ 2	1 ／ 2	法701の41 ①(15)	令56の63	—
	公共飛行場施設	公共の飛行場に設置される施設（法第701条の34第3項第23号に掲げるものを除く。）のうち、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他航空運送事業の用に供する施設で、次に掲げるものとする。 (1) 貨物取扱施設、航空機部品の整備及び保管のための施設、整備用資材の保管のための施設、車庫、地上作業用機材の整備のための施設、変電所及び配電所 (2) 旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャーーム、遺失物保管室及び手荷物取扱施設 (3) 待合室、ロビー及び通路、階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設（政令第56条の43第2項・3項の消防用設備等、防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除く。）	1 ／ 2	1 ／ 2	法701の41 ①(16)	令56条の64	規24の20 (24の6 ①)
障害者多数雇用施設	障害者多数雇用事業所	常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上の事業所等で、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて設置された施設又は設備	1 ／ 2	—	法701の41 ②	令56の68	—
教育	各種学校等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	1 ／ 2	1 ／ 2	法701の41 ①(2)	—	—
公害関連	公害防止施設・資源の有効利用施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されているものに限る。） ※ 対象施設は「特例控除の対象となる公害防止又は資源有効利用施設の範囲」（P. 53以下）をご覧ください。	3 ／ 4	—	法701の41 ①(3)	令56の53	規24の11

区分	対象	要件等	資産割	従業者割	関係条文		
					法律	政令	省令
公害関連	産業廃棄物の収集・運搬事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業、浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業で次に掲げるものの用に供する施設。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業同法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	3 ／ 4	1 ／ 2	法701の41 ①(4)	令56の53 の2	—
港湾施設	港務通信施設等	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で次に掲げるもの (1) 港湾法第2条第5項第5号に掲げる施設のうち港務通信施設 (2) 港湾法第2条第5項第7号に掲げる施設（宿泊所にあつては、客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。）その他宿泊に係る施設で、ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設（政令第56条の4第3項・3項の消防用設備等又は防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除く。）で宿泊に係るもの。 (3) 港湾法第2条第5項第8号の2に掲げる施設	1 ／ 2	1 ／ 2	法701の41 ①(10)	令56の61	規24の19

区分	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関 係 条 文		
					法 律	政 令	省 令
港湾施設	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で、上屋及び倉庫(倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。)とする。	3 ／ 4	1 ／ 2	法701の41 ①(11)	令56の62	—
	外国貿易用コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設(法第701条の41第1項の表の第11号に掲げるものを除く。)	1 ／ 2	—	法701の41 ①(12)	—	—
	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋(港湾区域、臨港区域外にあるもの。)(法第701条の41第1項の表の第11号に掲げるものを除く。)	1 ／ 2	—	法701の41 ①(13)	—	—
特定業種	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場 ※ 家畜市場とは、家畜取引のために開設される市場で、つなぎ場及び売り場を設けて定期に又は継続して開場されるものをいいます。	3 ／ 4	—	法701の41 ①(5)	—	—
	生鮮食料品価格安定用施設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で、国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設とする。	3 ／ 4	—	法701の41 ①(6)	令56の54	規24の12
	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類(酒税法第2条第1項に規定する酒類をいう)の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設。	3 ／ 4	—	法701の41 ①(7)	令56の56	—
	木材市場・木材保管施設	(1) 木材取引のために開設される売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行う市場 (2) 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業(工業標準化法に基づく日本工業規格A9002(木質材料の加圧式保存処理方法)に適合する処理方法により行われるものであることが要件)を営む者が木材の保管の用に供する施設。 ※ 平成25年度の改正により、平成25年4月1日以降に終了する事業年度から、保管施設の対象要件を撤廃し、保管施設は専ら木材の保管の用に供される施設が該当することとなりました(保管施設であれば該当します)。	3 ／ 4	—	法701の41 ①(8)	令56の57	規24の14

別表 3 特例控除の対象となる公害防止又は資源有効利用施設の範囲
(地方税法第 701 条の 4 第 1 項の表の第 3 号関係)

特例対象となる施設は、事業活動に伴って生ずるばい煙、污水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源を有効に利用するための施設で、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限りません。(法第 701 条の 4 第 1 項第 4 号に掲げるものを除く。)

関係諸法令	施設
水質汚濁防止法 下水道法	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は同法に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の污水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で次に掲げるもの。 ・ 沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（污水、廃液若しくは下水の有用成分を回収すること又は污水、廃液若しくは下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(1) ごみ処理施設（焼却装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備） (2) 一般廃棄物の最終処分場 (3) 産業廃棄物処理施設は、次に掲げる施設とする。 ・ 脱水装置、乾燥装置、焼却装置、油水分離装置、中和装置、分解装置、破碎装置、コンクリート固型化装置、焙焼装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備 (4) 産業廃棄物の最終処分場
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設を除く。）

関係諸法令	施 設						
大 気 汚 染 防 止 法	ばい煙の処理施設のうち、それぞれ当該下欄に掲げる機械その他の設備（いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを処理する施設に係るいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを還元の方法により処理するための装置並びにこれに附属する機械その他の設備で専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供される蒸発器、ポンプ及びタンク（還元剤を供給するためのものに限る。）にあっては、昭和52年6月18日以後において新設されたものに限る）又は大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙を処理するための煙突で高さが70メートル以上のものとする。						
	<table><tr><th>ばい煙処理 施設の種類</th><th>機 械 そ の 他 の 設 備</th></tr><tr><td>ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設</td><td> （1）ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波ぎょう集の方法により集じん又は除じんするための装置 （2）（1）の装置に附属する専ら集じん又は除じん又は除じんの用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ② ガス冷却器 ③ 通風機 ④ 空気圧縮機（バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る。） ⑤ 変圧器及び整流器（電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。） ⑥ ダスト取出機 ⑦ ダスト運搬機 ⑧ ダスト貯りゅう機 ⑨ 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。） ⑩ 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る。）並びに計測器 </td></tr><tr><td>いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを処理する施設</td><td> （1）いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを洗浄（吸収を含む。）、中和、吸着又は還元の方法により処理するための装置 （2）（1）の装置に附属する専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ② ガス冷却器 ③ 通風器 ④ 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。） ⑤ 塔及び槽（洗浄液を供給するためのものに限る。） ⑥ 洗浄液再生装置 ⑦ 吸着剤再生装置 ⑧ ミスト除去装置（これに附属する変圧器及び整流器を含む。） ⑨ 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る。）並びに計測器 ⑩ 蒸発器、ポンプ及びタンク（還元剤を供給するためのものに限る。） </td></tr></table>	ばい煙処理 施設の種類	機 械 そ の 他 の 設 備	ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設	（1）ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波ぎょう集の方法により集じん又は除じんするための装置 （2）（1）の装置に附属する専ら集じん又は除じん又は除じんの用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ② ガス冷却器 ③ 通風機 ④ 空気圧縮機（バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る。） ⑤ 変圧器及び整流器（電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。） ⑥ ダスト取出機 ⑦ ダスト運搬機 ⑧ ダスト貯りゅう機 ⑨ 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。） ⑩ 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る。）並びに計測器	いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを処理する施設	（1）いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを洗浄（吸収を含む。）、中和、吸着又は還元の方法により処理するための装置 （2）（1）の装置に附属する専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ② ガス冷却器 ③ 通風器 ④ 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。） ⑤ 塔及び槽（洗浄液を供給するためのものに限る。） ⑥ 洗浄液再生装置 ⑦ 吸着剤再生装置 ⑧ ミスト除去装置（これに附属する変圧器及び整流器を含む。） ⑨ 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る。）並びに計測器 ⑩ 蒸発器、ポンプ及びタンク（還元剤を供給するためのものに限る。）
	ばい煙処理 施設の種類	機 械 そ の 他 の 設 備					
	ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設	（1）ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波ぎょう集の方法により集じん又は除じんするための装置 （2）（1）の装置に附属する専ら集じん又は除じん又は除じんの用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ② ガス冷却器 ③ 通風機 ④ 空気圧縮機（バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る。） ⑤ 変圧器及び整流器（電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。） ⑥ ダスト取出機 ⑦ ダスト運搬機 ⑧ ダスト貯りゅう機 ⑨ 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。） ⑩ 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る。）並びに計測器					
いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを処理する施設	（1）いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを洗浄（吸収を含む。）、中和、吸着又は還元の方法により処理するための装置 （2）（1）の装置に附属する専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ② ガス冷却器 ③ 通風器 ④ 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。） ⑤ 塔及び槽（洗浄液を供給するためのものに限る。） ⑥ 洗浄液再生装置 ⑦ 吸着剤再生装置 ⑧ ミスト除去装置（これに附属する変圧器及び整流器を含む。） ⑨ 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る。）並びに計測器 ⑩ 蒸発器、ポンプ及びタンク（還元剤を供給するためのものに限る。）						

関係諸法律	施設	
大気汚染防止法	処理施設の種類	機 械 そ の 他 の 設 備
	揮発性有機化合物	(1) 吸着、分解又は分離の方法により大気汚染防止法に規定する揮発性有機化合物の排出を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの ① 吸着装置 ② 分解装置 ③ 分離装置 (2) (1) に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら揮発性有機化合物の排出の抑制の用に供されるもの ① ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ② 冷却装置 ③ 送風機 ④ 熱交換機 ⑤ 加熱器 ⑥ 圧縮機 ⑦ 凝縮器 ⑧ ばつき装置 ⑨ 中和装置 ⑩ ミスト除去装置 ⑪ 計測器及び自動調整装置 ⑫ 変圧器及び整流器 ⑬ 電動機 ⑭ ボイラー ⑮ 分離器 ⑯ ポンプ、配管及びタンク
大気汚染防止法附則	処理施設の種類	機 械 そ の 他 の 設 備
	指定物質	(1) 指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設。 ① 活性炭利用吸着式処理装置 ② 直接燃焼式処理装置 ③ 触媒利用燃焼式処理装置 ④ 蓄熱体利用燃焼式処理装置 ⑤ 液化式処理装置 (2) (1) に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら指定物質の排出又は飛散の抑制の用に供されるもの ① ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ② 冷却装置 ③ 送風機 ④ 熱交換機 ⑤ 加熱器 ⑥ 圧縮機 ⑦ 凝縮器 ⑧ ばつき装置 ⑨ 中和装置 ⑩ 計測器及び自動調整装置 ⑪ 変圧器及び整流器 ⑫ 電動機 ⑬ ボイラー ⑭ 分離器 ⑮ ポンプ、配管及びタンク

関係諸法律	施設
ダイオキシン類 対策特別措置法	処理対象となるダイオキシン類は次の物質とする。 1 ポリ塩化ジベンゾフラン 2 ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン 3 コプラナーポリ塩化ビフェニル ※ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設は、次の各号に掲げる処理施設の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備とする。 (1) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設から発生するダイオキシン類の処理施設 重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、電気捕集、吸着、燃焼分解、触媒分解、冷却その他の方法によりダイオキシン類を処理するための装置及びこれらに附属する機械その他の設備（専らダイオキシン類の処理の用に供されるガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）、ガス冷却器、変圧器、整流器、吸着剤再生装置、加熱器、ダスト取出機、ダスト運搬機、ダスト貯溜器、空気圧縮機、通風機、ミスト除去装置、貯水タンク、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。） (2) 特定施設から排出されるダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理施設 沈澱、浮上、油水分離、汚泥処理、濾過、バーク処理、濃縮、燃焼、蒸発洗浄、冷却、中和、酸化、還元、凝集沈澱、脱有機酸、イオン交換、生物化学的处理、脱アンモニア、貯溜、輸送、吸着、紫外線照射及びオゾン注入による分解、逆浸透膜による除去その他の方法によりダイオキシン類を含む汚水又は廃液を処理するための装置並びにこれらに附属する機械その他の設備（専らダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理の用に供される電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く）に限る。）

別表 4 期限付き課税標準の特例（要件と控除割合）

区分	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割	関 係 条 文		
					法 律	政 令	省 令
特定農産加工業	特定農産加工業者又は特定事業協同組合等の経営改善措置等の用に供する施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の承認を受けた第2条第2項の特定農産加工業者又は、特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設 対象業種は次の特定農産物加工業（14業種） かんきつ果汁, 非かんきつ果汁, パインアップル缶詰, こんにゃく粉, トマト加工品, 甘しよでん粉, 馬鈴しよでん粉, 米加工品, 麦加工品（パスタを含む）, 乳製品, 牛肉調製品, 豚肉調製品, 菓子（チョコレート, キャンデー及びビスケットに限る）, 砂糖 法人—令和8年3月31日までに終了する事業年度分までに限る 個人—令和7年分までに限る	1 ／ 4	—	法附則 33⑤	令附則 16の2の 8⑤	規附則 12の3 ③
企業主導型保育事業	企業主導型保育事業の用に供する施設	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に政府の補助（企業主導型保育事業助成金）を受けた事業者が行う企業主導型保育事業の用に供する施設 ※ 当該事業者が補助を受けている事業年度分のみ	3 ／ 4	3 ／ 4	法附則 33⑥	—	—

別表5 減免対象施設

本市では、事業所税の運用に当たり、地方税法上の非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、天災などのほか、特別な事情があるものについて条例により減免することとしています。その概要は、次に掲げるとおりですので、これらに該当する方は、申告納付期限の7日前までに、減免申請書に減免を受けようとする事由を証する書類・資料等を添付して提出してください。

区分	対象	要件等	減免割合		宇都宮市事業所税条例施行規則第3条第1項の表
			資産割	従業者割	
交通関係	指定自動車教習所	道路交通法第98条の規定による指定自動車教習所	1 ／ 2	1 ／ 2	第1号
	修学旅行用バス施設	道路運送法第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	一定割合※	一定割合※	第2号
	※一定の割合＝ $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$				
	タクシー事業用施設	地方税法第701条の4第1項の表の第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行うものが有する市の区域内に使用の本拠があるタクシー台数が250台以下であるもの	全部	全部	第3号
倉庫関係	倉庫業	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が3万平方メートル未満であるもの	全部	全部	第13号
中小・農業等関係	中小企業近代化助成施設	中小企業振興事業団法の施行前において中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部	第4号
	農林中央金庫等	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	第5号
	農業協同組合等の協同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	全部	全部	第6号

区分	対象	要件等	減免割合		宇都宮市事業所税条例施行規則第3条第1項の表
			資産割	従業者割	
食品関係	果実飲料等の保管倉庫	果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)	1/2	—	第7号
	酒類卸売業の保管倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	第11号
特定業種	つけもの製造用施設	野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰め、たる詰め、その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	第12号
	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—	第8号
	古紙回収事業の用に供する施設	古紙等の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—	第9号
	ビルメンテナンス業施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	—	全部	第10号
政策的減免	指定管理者が管理する施設	地方自治法第244条の2第8項の規定の適用を受ける指定管理者が管理する施設(収益事業の用に供する施設を除く。)	全部	全部	第14号
	その他	その他市長が特に認めるもの	1/2	—	第15号

※ 第15号 その他市長が特に認めるものについて
次に掲げる者が原材料、半製品又は製品の保管のために要する倉庫

事業種目	資本金(法人)	従業員数(個人)
工業、鉱業、運送業又はその他の業種(下記以外)	1億円以下	300人以下
卸売業	3,000万円以下	100人以下
小売業又はサービス業	1,000万円以下	50人以下

参考2 宇都宮市事業所税条例・同施行規則

宇都宮市事業所税条例（昭和 51 年 9 月 29 日条例第 44 号）

（課税の根拠）

- 第 1 条 市は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 701 条の 30 の規定に基づき、事業所税を課する。
- 2 事業所税の賦課徴収については、法令及び宇都宮市税条例(昭和 29 年条例第 23 号)に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

（納税義務者等）

- 第 2 条 事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に課する。この場合において、事業所税は、資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。
- 2 法第 701 条の 32 第 6 項に規定する特殊関係者(以下本項において「特殊関係者」という。)を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、法人に関する規定を適用する。

（平 14 条例 36・平 15 条例 26・一部改正）

（事業を行う者が名義人である場合における事業所税の納税義務者）

- 第 3 条 法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であつて、他の者が事実上当該事業を行つていと認められる場合には、当該事業に対して課する事業所税は、当該他の者に課するものとする。

（平 15 条例 26・一部改正）

（納税管理人）

- 第 4 条 事業所税の納税義務者は、市内に住所、居所又は事業所等を有しない場合には、市内に住所、居所又は事業所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所、居所又は事業所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業所税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（平 10 条例 30・一部改正）

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

- 第 5 条 前条第 2 項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

（平 23 条例 23・一部改正）

（課税標準）

- 第 6 条 事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間(法人に係るものにあつては事業年度とし、個人に係るものにあつては法第 701 条の 31 第 1 項第 8 号に規定する個人に係る課税期間(以下「個人に係る課税期間」という。))とする。以下同じ。))の末日現在における事業所床面積(当該課税標準の算定期間の月数が 12 月に満たない場合には、当該事業所床面積を 12 で除して得た面積に当該課税

標準の算定期間の月数を乗じて得た面積とし、法第 701 条の 40 第 2 項各号に掲げる事業所等に係るものにあつては同項各号に定める面積)とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2 前項の規定による事業所税の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額について、法第 701 条の 41 の規定の適用がある場合においては、同条第 1 項から第 3 項までの規定の定めるところによりこれを算定する。

3 第 1 項の課税標準の算定期間の月数は、暦に従つて計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

(昭 52 条例 28・平 10 条例 30・平 15 条例 26・一部改正)

(税率)

第 7 条 事業所税の税率は、資産割にあつては 1 平方メートルにつき 600 円、従業者割にあつては 100 分の 0.25 とする。

(昭 55 条例 30・昭 61 条例 20・平 15 条例 26・一部改正)

(免税点)

第 8 条 事業所税は、同一の者が市内において行う事業に係る各事業所等(次項に規定する事業所等に該当するものを除く。)について、当該各事業所等に係る法第 701 条の 43 第 1 項に規定する事業所床面積の合計面積が 1,000 平方メートル以下である場合には資産割を、当該各事業所等の同条同項に規定する従業者の数の合計数が 100 人以下である場合には従業者割を課さない。

2 前項に規定するもののほか、法第 701 条の 43 第 2 項に規定する企業組合等(以下本項において「企業組合等」という。)が市内において行う事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となつた際その者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事しているものその他これに準ずる事業所等に該当するものについては、同条第 1 項に規定する事業所床面積が 1,000 平方メートル以下であるものにあつては資産割を、同条同項に規定する従業者の数が 100 人以下であるものにあつては従業者割を課さない。

(平 15 条例 26・一部改正)

(徴収の方法)

第 9 条 事業所税の徴収については、申告納付の方法による。

(事業に対して課する事業所税の申告納付)

第 10 条 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から 2 月以内(外国法人が第 4 条に規定する納税管理人の申告をしないで法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から 2 月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 事業所等において個人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、その年の翌年 3 月 15 日までに(年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から 1 月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4 月以内)に)、個人に係る課税期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

3 前 2 項の課税標準額は、資産割にあつては、当該法人又は個人が当該事業年度中又は当該個人に係る課税期間中において市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。

4 市内において事業所等を設けて事業を行う法人又は個人で各事業年度又は各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額のないもののうち規則で定めるものは、法人にあつては各事業年度終了の日から 2 月以内に、個人にあつてはその年の翌年 3 月 15 日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 事業所等の所在地、名称及び事業期間

- (3) 事業所等の事業所床面積及び従業者数
 - (4) その他市長において必要と認める事項
- (平 15 条例 26・平 27 条例 30・一部改正)

(不申告に関する過料)

第 10 条の 2 事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(平 23 条例 23・追加)

(賦課徴収に関する申告の義務)

第 11 条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者(法第 701 条の 34 第 1 項に規定する法人及び同条第 2 項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で、第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により事業所税を申告納付すべきものを除く。)は、その新設又は廃止の日から 1 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び名称)

(2) 事業所等の所在地

(3) 事業所等を新設し、又は廃止した年月日

(4) 事業所等の事業所床面積及び従業者数

(5) その他市長において必要と認める事項

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなつた事業所用家屋に関し、当該貸付けを行つた日から 1 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動を生じた場合も、また、同様とする。

(1) 貸付けを行う者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び名称)

(2) 事業所用家屋の所在地及び事業所床面積

(3) 事業所用家屋に係る 1 むねの床面積(当該事業所用家屋が区分所有に係るものにあつては、専有部分及び共有部分の床面積)

(4) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(5) その他市長において必要と認める事項

(平 15 条例 26・旧第 14 条繰上・一部改正、平 27 条例 30・平 28 条例 35・一部改正)

(賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第 12 条 市長は、前条の規定により申告すべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(平 15 条例 26・旧第 15 条繰上、平 23 条例 23・一部改正)

(減免)

第 13 条 市長は、次の各号の一に該当する場合で必要があると認める者に限り、事業所税を減免する。

(1) 天災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事由がある場合

2 前項の規定によつて事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び名称)

(2) 事業所等の所在地

(3) 減免を受けようとする事由

(4) その他市長において必要と認める事項

3 第 1 項の規定によつて事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市

長に申告しなければならない。

(平 15 条例 26・旧第 16 条繰上, 平 27 条例 30・平 28 条例 35・一部改正)

(納期限後に納付する事業所税の延滞金)

第 14 条 納税者は、法第 701 条の 46 第 1 項又は第 701 条の 47 第 1 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下「納期限」という。)後にその税金を納付する場合には、当該税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(法第 701 条の 60 第 1 項各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(平 15 条例 26・旧第 17 条繰上・一部改正)

(不足税額等の納付及び不足税額の延滞金)

第 15 条 納税者は、法第 701 条の 59、第 701 条の 61 又は第 701 条の 62 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(昭 53 条例 23・一部改正, 平 15 条例 26・旧第 18 条繰上・一部改正)

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 15 条例 26・旧第 19 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

(事業所税に関する規定の適用)

2 この条例の規定中事業所税に関する部分は、昭和 51 年 10 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用する。この場合において、同日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業又は同年分の個人の事業に対して課する事業所税については、第 10 条第 3 項中「各事業所等」とあるのは、「各事業所等(昭和 51 年 10 月 1 日前に廃止された事業所等を除く。)」とする。

(平 15 条例 26・一部改正)

(事業所用家屋を貸し付けている者に関する経過規定)

3 第 11 条第 2 項の規定は、昭和 51 年 10 月 1 日現在において事業所用家屋を貸し付けている者についても適用する。この場合において、同項の規定中「当該貸付けを行つた日から 1 月以内に」とあるのは、「昭和 51 年 10 月末日までに」とする。

(平 15 条例 26・旧第 4 項繰上・一部改正)

(延滞金の割合等の特例)

4 当分の間、第 14 条及び第 15 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

(平 11 条例 23・追加, 平 15 条例 26・旧第 5 項繰上・一部改正, 平 25 条例 43・一部改正)

附 則(昭和 52 年 3 月 31 日条例第 28 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

(事業所税に関する規定の適用)

第 4 条 第 2 条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例第 13 条の 2 の規定は、施行日以後に担保の目的で家屋の全部又は一部を譲渡する場合における当該家屋の全部又は一部の譲渡による取得に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用する。

附 則(昭和 53 年 3 月 31 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第30号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(事業所税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例(以下この条において「新条例」という。)第7条第1項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和55年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき新条例第2条第1項の規定する事業に係る事業所税(以下「事業に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び施行日前に廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新条例第7条第2項の規定は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新条例第2条第2項に規定する新增設に係る事業所税(以下「新增設に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年3月31日条例第19号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(事業所税に関する経過措置)

第6条 第2条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例第11条の規定は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月31日条例第20号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(事業所税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例(以下この条において「新条例」という。)第7条第1項の規定は、昭和61年4月1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和61年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき新条例第2条第1項に規定する事業に係る事業所税(以下「事業に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び施行日前に廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による

附 則(平成10年3月31日条例第30号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(事業所税に関する経過措置)

第5条 第2条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例(以下「新事業所税条例」という。)第6条第3項の規定は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築に対して課すべき新事業所税条例第2条第2項に規定する新增設に係る事業所税(以下「新增設に係る事業所税」という。)について適用し、同日前行われた事業所用家屋の新築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則(平成11年6月24日条例第23号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宇都宮市税条例第79条から第81条までの改正規定、附則第3条の次に1条を加える改正規定及び附則第4条第1項の改正規定並びに第2条、第3条、次条及び附則第6条の規定 平成12年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の宇都宮市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2及び第2条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月30日条例第36号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(施行日 平成 14 年 12 月 18 日)

附 則(平成 15 年 3 月 31 日条例第 26 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(事業所税に関する経過措置)

第 6 条 第 3 条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例の規定は施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成 15 年後の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成 15 年前の年度分の個人の事業及び平成 15 年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中宇都宮市税条例第 26 条第 1 項の改正規定、同条例第 37 条の 4 第 1 項の改正規定(「3 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。)、同条例第 54 条の 10 第 1 項、第 67 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 90 条第 1 項の改正規定、同条例第 102 条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 107 条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 109 条第 1 項及び第 127 条第 1 項の改正規定並びに同条例第 133 条の 2 を第 133 条の 3 とし、第 133 条の次に 1 条を加える改正規定、第 3 条、第 4 条並びに附則第 4 条の規定
平成 23 年 12 月 1 日

(罰則に関する経過措置)

第 4 条 この条例の施行前にした行為並びにこの条例の附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税並びにこの条例の附則の規定によりなお効力を有することとされる旧市税条例並びに第 3 条の規定による改正前の宇都宮市事業所税条例及び第 4 条の規定による改正前の宇都宮市入湯税条例に規定される市税に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 6 月 28 日条例第 43 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 36 条の 4 第 2 項、附則第 3 条の 2、附則第 4 条第 1 項、附則第 4 条の 2、附則第 7 条の 4、附則第 17 条の 2 及び附則第 26 条の改正規定並びに第 2 条、第 4 条、第 5 条、次項、附則第 3 項、附則第 5 項から附則第 8 項までの規定
平成 26 年 1 月 1 日

(事業所税の延滞金に関する経過措置)

6 第 2 条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例附則第 4 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 第 1 条中宇都宮市税条例第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 37 条の 2 第 7 項、第 52 条第 2 項各号、第 64 条の 2 第 1 項第 1 号、第 64 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 73 条第 2 項第 1 号、第 76 条第 1 項第 1 号、第 76 条の 2 第 1 項第 1 号、第 91 条第 2 項第 2 号、第 92 条第 2 項第 1 号、第 133 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号及び第 8 項第 1 号並びに第 23 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定並びに第 2 条、第 3 条並びに附則第 3 条第 3 項及び第 7 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項並びに第 7 条から第 9 条までの規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

(事業所税に関する経過措置)

第 9 条 第 3 条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例(以下「新事業所税条例」という。)第 10 条第 4 項第 1 号、第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに第 13 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第

3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新事業所税条例第10条第4項及び第11条に規定する申告書並びに新事業所税条例第13条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に行われた第3条の規定による改正前の宇都宮市事業所税条例(以下「旧事業所税条例」という。)第10条第4項及び第11条に規定する申告書並びに旧事業所税条例第13条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月30日条例第35号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(事業所税に関する経過措置)

第5条 第2条の規定による改正後の宇都宮市事業所税条例(以下「新事業所税条例」という。)第11条第1項第1号及び第2項第1号並びに第13条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新事業所税条例第11条に規定する申告書及び新事業所税条例第13条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に行われた第2条の規定による改正前の宇都宮市事業所税条例(以下「旧事業所税条例」という。)第11条に規定する申告書及び旧事業所税条例第13条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

宇都宮市事業所税条例施行規則（昭和 51 年 9 月 29 日規則第 74 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宇都宮市事業所税条例(昭和 51 年条例第 44 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 15 規則 31・一部改正）

（事業所税額のないものに係る申告義務）

第 2 条 条例第 10 条第 4 項に規定する納付すべき事業所税額のない者のうち規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 各事業年度又は各個人に係る課税期間の前事業年度又は前年の個人に係る課税期間において事業所税の納税義務を有する者
- (2) 各事業年度又は各個人に係る課税期間の末日において市内に所在する各事業所等に係る事業所床面積の合計面積が 800 平方メートルを超え、又は従業者の数の合計数が 80 人を超える当該各事業所等において事業を行う者

（平 15 規則 31・一部改正）

（減免）

第 3 条 市長は、条例第 13 条の規定により、次の表の左欄に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割又は従業者割については、当該事業を行う者に対し、その者に課する事業所税額から、それぞれ当該施設に係る同表の右欄に掲げる範囲内の額に相当する額を減免する。

施設	減免の割合
(1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 98 条の規定による指定自動車教習所	資産割及び従事者割の 2 分の 1
(2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条第 1 項に規定する一般旅客自動車運送事業者で同法第 3 条第 1 号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。))又は同法第 124 条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	資産割及び従業者割に当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数の当該事業を行う者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数に対する割合を乗じて得た額のそれぞれの 2 分の 1
(3) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 701 条の 41 第 1 項の表第 16 号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が 250 台以下であるもの	資産割及び従事者割の全部
(4) 中小企業振興事業団法(昭和 24 年法律第 56 号)の施行前において中小企業近代化資金等助成法(昭和 31 年法律第 115 号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第 701 条の 34 第 3 項第 20 号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
(5) 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の全部
(6) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	資産割及び従業者割の全部
(7) 果実飲料の日本農林規格(昭和 45 年 9 月 14 日農林省告示第 1379 号)第 2 条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和 49 年 6 月 27 日農林省告示第 567 号)第 2 条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積 3,000 平方メートル以下の場合に限る。)	資産割の 2 分の 1
(8) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の 2 分の 1

(9) 古紙等の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の 2 分の 1
(1 0) ビルの室内清掃, 設備管理等の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る 従業者割の全部
(1 1) 酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の 2 分の 1
(1 2) 野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち, 包装, びん詰, たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の 4 分の 3
(1 3) 倉庫業法(昭和 31 年法律第 121 号)第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が 3 万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部
(1 4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 8 項の規定の適用を受ける指定管理者が管理する施設(収益事業の用に供する施設を除く。)	資産割及び従業者割の全部
(1 5) その他市長が特に認めるもの	市長が認める割合

2 前項に規定する減免に該当するかどうかの判定は, 条例第 6 条第 1 項に規定する課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。

(昭 51 規則 81・昭 52 規則 37・昭 53 規則 27・昭 54 規則 33・昭 59 規則 61・昭 62 規則 25・平元規則 34・平 4 規則 41・平 6 規則 4・平 8 規則 57・平 9 規則 35・平 10 規則 16・平 11 規則 1・平 12 規則 20・平 13 規則 5・平 14 規則 22・平 15 規則 31・平 19 規則 111・平 22 規則 2・一部改正)

(文書の様式)

第 4 条 条例施行のために必要な文書は, 別表に掲げるところによるものとする。

2 前項に規定する文書の様式は, 別に定める。

3 この規則に定めるもののほか, 事業所税の賦課徴収に関する文書の様式は, 市税に関する文書の様式を定める規則(昭和 35 年規則第 15 号)の定めるところによる。

(平 15 規則 31・一部改正)

附 則抄

(施行期日)

1 この規則は, 昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

(平 7 規則 17・一部改正)

附 則(昭和 51 年 11 月 4 日規則第 81 号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 6 月 15 日規則第 37 号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 6 月 1 日規則第 33 号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 21 日規則第 61 号)

この規則は, 公布の日から施行し, 改正後の第 3 条第 1 項ただし書中第 13 号に係る部分及び同項の表第 13 号の規定は, 昭和 59 年 5 月 21 日から適用する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日規則第 27 号)

(施行期日)

1 この規則は, 公布の日から施行する。

(事業に係る事業所税に関する経過措置)

2 改正後の宇都宮市事業所税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 3 条第 1 項の表第 3 号及び第 11 号の 5 の規定中事業に係る事業所税に関する部分は, この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の法人の事業及び昭和 61 年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し, 施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び施行日前に廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所得については, なお従前の例による。

(新增設に係る事業所税に関する経過措置)

- 3 改正後の規則第3条第1項の表第11号の5の規定中新増設に係る事業所税に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日以前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月31日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年5月21日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年6月23日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月23日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(事業に係る事業所税に関する経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市事業所税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の表第11号の4及び同表第14号の規定中事業に係る事業所税に関する部分は、平成5年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成5年以後の年分の個人の事業(平成5年4月1日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び同日前に廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

(新增設に係る事業所税に関する経過措置)

- 3 改正後の規則第3条第1項の表第11号の4及び同表第14号の規定中新増設に係る事業所税に関する部分は、平成5年4月1日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、同日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月31日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の表第11号の4の次に1号を加える改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(読替規定)

- 2 この規則の規定の適用については、平成7年4月1日前にあつては、第3条第1項の表第11号の5中「法第701条の34第3項第25号」とあるのは「法第701条の34第3項第28号」とする。

附 則(平成8年3月29日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に移動通信役務の提供を開始した者が改正前の第3条第1項の表第14号及び附則第3項に規定する施設において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

附 則(平成11年2月15日規則第1号)

この規則は、平成11年2月16日から施行する。

附 則(平成12年3月24日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に終了する事業年度分の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 23 日規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた改正前の第 3 条第 1 項の表第 15 号に規定する施設の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 22 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 31 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する宇都宮市税条例の一部を改正する等の条例(平成 15 年条例第 26 号)第 3 条の規定による改正前の宇都宮市事業所税条例第 2 条第 2 項に規定する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日規則第 111 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 2 日規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市事業所税条例施行規則(以下「新規則」という。)第 3 条第 1 項の表第 5 号の規定は、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税について適用し、同日前に開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 3 条第 1 項の表第 14 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税について適用し、同日前に開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

申告書の記載例

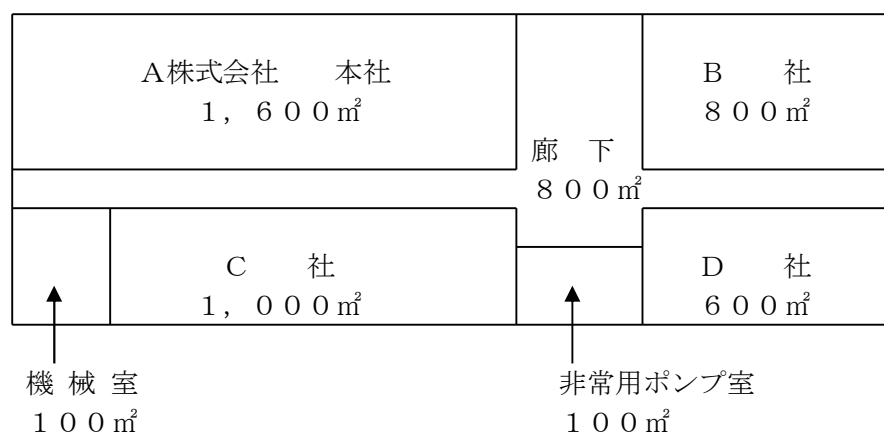
事業所税の申告書の記載例

1 具体例

A株式会社 事業年度 令和××年4月1日から令和〇〇年3月31日まで
 事業種目 機械販売業及び倉庫業
 事業所等 本社，平出倉庫及び宇都宮営業所

(1) 本社 所在地 宇都宮市旭1丁目1番5号
 床面積 下図のとおり
 従業者数 350人（うち年齢65歳以上2人及び障がい者1人）
 給与総額 956,718,978円（うち年齢65歳以上2人及び障がい者1人に対する給与総額8,253,607円）

図 A本社ビル（特定防火対象物） 延床面積5,000.00㎡



※ 廊下は防災施設で2分の1非課税，非常用ポンプは消防設備として全部非課税

(2) 平出倉庫 所在地 宇都宮市平出町215番地
 床面積 3,500.00㎡
 営業倉庫 3,004.14㎡
 娯楽室 495.86㎡
 従業者数 50人
 給与総額 45,000,000円

※ 営業倉庫は課税標準の特例及び減免施設に該当，娯楽室は非課税施設に該当

(3) 宇都宮営業所（令和〇〇年2月10日開設）
 所在地 宇都宮市大通り1丁目1番1号
 床面積 363.63㎡
 従業者数 7人
 給与総額 17,000,000円

(4) Eビル（B有限会社，C株式会社及びD株式会社に貸し付けているもの）
 所在地 宇都宮市大通り1丁目2番3号
 床面積 1,500.00㎡

2 免税点の判定方法

(1) 資産割

① 本社

$$1,600.00\text{ m}^2\text{ (専用部分)} + 200.00\text{ m}^2\text{ (共用部分※)} = 1,800.00\text{ m}^2$$

② 平出倉庫

$$3,500.00\text{ m}^2\text{ (専用部分)} - 495.86\text{ m}^2\text{ (非課税部分)} = 3,004.14\text{ m}^2$$

③ 宇都宮営業所

$$363.63\text{ m}^2\text{ (専用部分)}$$

$$1,800.00\text{ m}^2 + 3,004.14\text{ m}^2 + 363.63\text{ m}^2 = 5,167.77\text{ m}^2 \Rightarrow \text{課税対象}$$

※ 共用部分の算出方法は、後掲記載例「共用部分の計算書」P. 78を参照

(2) 従業者割

① 本社 $350\text{人 (従業者数)} - 3\text{人 (非課税従業者数)} = 347\text{人}$

② 平出倉庫 50人 (従業者数)

③ 宇都宮営業所 7人 (従業者数)

$$347\text{人} + 50\text{人} + 7\text{人} = 404\text{人} \Rightarrow \text{課税対象}$$

3 課税標準の計算

(1) 資産割

① 本社 $1,800.00\text{ m}^2$

② 平出倉庫

$$3,004.14\text{ m}^2 - \{3,004.14\text{ m}^2 \times 3/4\text{ (特例控除)}\} = 751.04\text{ m}^2$$

③ 宇都宮営業所

$$363.63\text{ m}^2 \times 1/12\text{ (月割)} = 30.30\text{ m}^2$$

$$1,800.00\text{ m}^2 + 751.04\text{ m}^2 + 30.30\text{ m}^2 = \underline{2,581.34\text{ m}^2}$$

(2) 従業者割

① 本社

$$956,718,978\text{円 (給与総額)} - 8,253,607\text{円 (非課税従業者給与)} \\ = 948,465,371\text{円}$$

② 平出倉庫 $45,000,000\text{円}$

③ 宇都宮営業所 $17,000,000\text{円}$

$$948,465,371\text{円} + 45,000,000\text{円} + 17,000,000\text{円} \\ = 1,010,465,371\text{円} \Rightarrow \underline{1,010,465,000\text{円}} \text{ (1,000円未満切り捨て)}$$

4 税額の計算

・ 資産割額 $2,581.34\text{ m}^2 \times 600\text{円} = 1,548,804\text{円}$

・ 従業者割額 $1,010,465,000\text{円} \times 0.25/100 \\ \div 2,526,162\text{円 (1円未満切り捨て)}$

・ 事業所税額 $1,548,804\text{円} + 2,526,162\text{円} \\ = 4,074,966\text{円} \Rightarrow \underline{4,074,900\text{円}} \text{ (100円未満切り捨て)}$

・ 減免額 (平出倉庫) $751.04\text{ m}^2 \times 600\text{円} = 450,600\text{円}$

・ 納付税額 $4,074,900\text{円} - 450,600\text{円} = \underline{3,624,300\text{円}}$

- ① 別表1「事業所等明細書」明細区分1の計のワ欄の床面積を記載します。

② 別表1「事業所等明細書」明細区分2の計のワの床面積を記載します。

③④ 別表2「非課税明細書」のアの合計(事業所等が2以上ある場合は合算)で、③または④に対応する個々の数値を記載します。

⑤⑥ 別表3「課税標準の特例明細書」のワの合計(事業所等が2以上ある場合は合算)で⑤または⑥に対応する個々の数値を記載します。

⑦ 「①ー③ー⑤」の数値を記載します。ただし、課税標準の算定期間が12月に満たない場合は上記の数値に
算定期間の月数
12月
を乗じて得た数値を記載します。
※この場合先に12で除してから算定期間の月数を乗じて計算をし、1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます。

⑧ 「②ー④ー⑥」の数値に、各々以下に掲げる割合を乗じて得た数値の計を記載します。
(1)算定期間の中途に新設した事業所等
新設の日の属する月の翌月から
算定期間の末日の属する月までの月数
算定期間の月数
(2)算定期間の中途に廃止した事業所等
算定期間の開始の日の属する月から
廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数
(3)算定期間の中途に新設し、かつ廃止した事業所等
新設の日の属する月の翌月から
廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数
なお、1㎡の100分の1未満の端数は個々の事業所等ごとに切り捨てます。

第44号様式「事業所税の申告書」の記載例

第四十四号様式

令和〇〇年 5 月 20 日※ 処理事項 (あて先)宇都宮市長		令和 年 月 日 通信日付印 確認印		整理番号		事務所		区分		法人(個人)番号		申告区分	
氏名又は名称 A株式会社		住所 本店 宇都宮市旭1丁目1番5号		電話番号 (028-632-2186)		事業種目 機械販売及び倉庫業		資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千円 100,000		宇都宮		税務署	
個人番号又は法人番号 甲野 一郎		又は 所在地		電話番号 ()		この申告に 応募する 者の 氏名 乙田 次夫		電話番号 (028-632-2186)					
法人の代表者氏名													

修正申告の
場合は「修正」
と記載します。
それ以外の
場合は空欄

令和 ×× 年 4 月 1 日から 令和 ○○ 年 3 月 31 日までの
事業年度又は
課税期間
の事業所税の

事業所	算定期間を通じて使用された事業新床面積	①	5 3 0 0 0 0	従業者給与総額	⑫	1 0 1 8 7 1 8 9 7 8	⑫ 別表1「事業所等明細書」の従業者給与総額オの合計を記載します。
床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	3 6 3 6 3	非課税に係る従業者給与総額	⑬	8 2 5 3 6 0 7	⑬ 別表2「非課税明細書」の非課税従業者給与総額ウの合計を記載します。
非課税に係る	非課税床面積	③	4 9 5 8 6	控除従業者給与総額	⑭		⑭ 別表3「課税標準の特例明細書」の控除従業者給与総額力の合計を記載します。
事業所床面積	に係る非課税床面積	④		課税標準となる従業者給与総額	⑮	1 0 1 0 4 6 5 0 0 0	⑮ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
控除事業所	に係る控除床面積	⑤	2 2 5 3 1 0	従業者割額	⑯	2 5 2 6 1 6 2	⑯ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
床面積	に係る控除床面積	⑥		既に納付の確定した従業者割額	⑰		⑰ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
課税標準と	①に係る課税標準となる床面積	⑦	2 5 5 1 0 4	資産割額と従業者割額の合計額	⑱	4 0 7 4 9 0 0	⑱ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
なる事業所	②に係る課税標準となる床面積	⑧	3 0 3 0	既に納付の確定した事業所税額	⑲		⑲ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
床面積	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	2 5 8 1 3 4	この申告により納付すべき事業所税額	⑳	4 0 7 4 9 0 0	⑳ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
資産割額	(⑨ × 6 0 0 0 円)	㉑	1 5 4 8 8 0 4	この申告により納付すべき事業所税額	㉒		㉒ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
既に納付の確定した資産割額		㉓		既に納付の確定した資産割額	㉔		㉔ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

⑩ 1円単位で記載します。

⑪⑰ 修正申告の場合は、既に納付の確定した資産割額または従業者割額を1円単位で記載します。

⑱ 修正申告の場合は、⑪と⑰の合算した額を100円未満の端数を切り捨てて記載します。

第44号様式別表1「事業所等明細書」の記載例

明細区分

「1」は、事業所等が算定期間を通じて、使用されたものをいいます。
「2」は、事業所等が算定期間の中途に新設又は廃止されたものをいいます。
「計」は、「1」または「2」の個々の合計を言います。
記載に当たっては、「1」の事業所等を記載し、次にその「計」を記載して、「2」の事業所等を記載してその「計」と順に記載します。また、該当する項目に○印を付します。

期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積を記載します。

専用床面積に対応する別表4「共用部分の計算書」の⑥欄の共用床面積を記載します。

「専用床面積」と「共用床面積」の合計を記載します。ただし、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載します。

事業所等明細書

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称所在地及びビル名		専用床面積④		事業所床面積⑤⑥		使用した期間(年月日) 同上の月数	従業員数 従業員給与総額⑦	従業員 者	※ 処理事項	令和××年4月1日から 令和○○年3月31日まで	※ 整理番号	事務所1区 法人(個人)番号	第四十四号様式別表一
		事業所等の名称	所在地及びビル名	専用床面積④	共用床面積⑤	事業所床面積⑥	事業所床面積⑦								
		事業所用家屋の所有者	住所・氏名	専用床面積④	共用床面積⑤	事業所床面積⑥	事業所床面積⑦								
①	1	本社	旭1丁目1番5号 Aビル	1 6 0 0 0				・ ・ から	350	956	A株式会社	4月1日			第
	2	宇都宮市旭1丁目1番5号 A株式会社		2 0 0 0 0			1 800 00	・ ・ まで		718					
①	1	平出倉庫	平出町215番地	3 5 0 0 0				・ ・ から				3月31日			十
	2	宇都宮市旭1丁目1番5号 A株式会社					3 500 00	・ ・ まで	50	45 000					
①	1							・ ・ から							千
	2						5 300 00	・ ・ まで	400	1 001 718					
①	1	宇都宮営業所	大通り1丁目1番1号	3 6 3 6 3			363 63	〇〇・2・10 から							万
	2	宇都宮市旭1丁目1番5号 A株式会社					363 63	〇〇・3・31 まで	7	17 000 000					
①	1							・ ・ から							円
	2						363 63	・ ・ まで	7	17 000 000					
①	1							・ ・ から							
	2							・ ・ まで							
①	1							・ ・ から							
	2							・ ・ まで							
①	1							・ ・ から							
	2							・ ・ まで							

※ 1㎡の100分の1未満は切り捨てます。

新設・廃止事業所の床面積は新設・廃止時の面積を記入してください。
※ 月割計算後の面積ではありませんので、ご注意ください。

事業所等が算定期間を通じて使用したものがあある場合は、「使用した期間」及び「同上の月数」の欄共に記載の必要はありません。

記載するのは、次の場合です。

- (1)算定期間の中途に新設した事業所等・新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
- (2)算定期間の中途に廃止した事業所等・算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数
- (3)算定期間の中途に新設し、かつ廃止した事業所等・新設の日の属する月の翌日から廃止の日の属する月までの月数

算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の総額を記載します。
※ 非課税に係る従業員の給与総額も含めて記載します。

期末又は廃止の日現在における従業員数を記載します。
ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在の従業員数のうち、最多数月が最小数月の2倍を超える場合は、各月末日の従業員数の合計を算定期間の月数で除した数値を記載します。
※ 非課税に該当する従業員を含めた人数を記載します。

第44号様式別表2「非課税明細書」の記載例

非課税明細書

令和××年4月1日から令和○○年3月31日まで

※ 処理事項

整理番号

事務所

区分

法人(個人)番号

申告区分

事業所等の名称

事業所等の所在地

旭1丁目1番5号

個人番号又は法人番号

氏名又は名称

A株式会社

第四十四号様式別表二

非課税に係る該当項目別に各々適用される法令条項等を記載します。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を、該当項目別に各々記載します。
ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合(別表4「共用部分の計算書」が添付される場合)は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税面積については記載しません。

75

2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄は合計を記載します。
なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載します。

算定期間中に支払われた又は支払われべき給与等の額のうち、非課税に係る給与等の額を該当項目別に記載します。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業員数を該当項目別に記載します。

※	非	課税の名称	本社	事業所等の所在地	旭1丁目1番5号		資産割 非課税床面積	⑦	非課税従業員数⑧	従業員数⑨	業割			⑩
											十億	百万	千	
法第701条の34第	項第	号該当						㎡		人				
法第701条の34第	項第	号該当												
法第701条の34第	項第	号該当												
障がい者・65歳以上の従業員										3				8253607
合 計										3				8253607
※	非	課税の名称	平出倉庫	事業所等の所在地	平出町215番地		資産割 非課税床面積	⑦	非課税従業員数⑧	従業員数⑨	業割			⑩
											十億	百万	千	
法第701条の34第	項第	26号該当						㎡		人				
法第701条の34第	項第	号該当												
法第701条の34第	項第	号該当												
障がい者・65歳以上の従業員														
合 計														
非課税事業所床面積等の合計										3				8253607

共用部分以外の部分(以下、専用部分)で、⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積を記載します。

①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所等部分の延べ面積(専用床面積)を記載します。

78

同表右才欄の数値(共用部分の延べ面積のうち、非課税の規定の適用を受ける部分)の床面積を記載します。

共用部分の延べ面積のうち、非課税の規定の適用とされない部分の床面積を記載します。

第44号様式別表4「共用部分の計算書」の記載例

共用部分の計算書									
算定期間	令和××年4月1日から	※処理事項	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分	第四十四号様式別表四	
令和〇〇年3月31日まで		氏名又は名称		個人番号又は法人番号		A株式会社			
※事業所等の所在地			旭1丁目1番5号						
事業所等の名称			本社						
専用部分の延べ面積	①	③の			内訳				
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	③			⑦				
非課税に係る共用床面積	③	全部が非課税となる共用床面積			④				
③以外の共用床面積	④	2分の1が非課税となる共用床面積			⑤				
共用床面積の合計(③+④)	⑤	⑦以外の非課税に係る共用床面積			⑥				
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	合			計(⑦~⑥) ⑦				
※事業所等の所在地									
専用部分の延べ面積	①	③の			内訳				
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	③			⑦				
非課税に係る共用床面積	③	全部が非課税となる共用床面積			④				
③以外の共用床面積	④	2分の1が非課税となる共用床面積			⑤				
共用床面積の合計(③+④)	⑤	⑦以外の非課税に係る共用床面積			⑥				
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	合			計(⑦~⑥) ⑦				

共用部分のうち、
令56の43③(1)の2分の1相当部分の床面積を記載します。

共用部分のうち、
令56の43③(1)に掲げる消防用設備等に係る床面積を記載します。

共用部分のうち、
令56の43③(1)及び(5)イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載します。

共用部分のうち、
令56の43③(1)及び(5)イ及び(5)ロ、(2)、(3)及び(5)ロに掲げる廊下等に係る床面積の2分の1相当部分の床面積を記載します。

共用部分のうち、
ア、イ及びウ以外の非課税に係る共用床面積を記載します。

共用部分のうち、
ア、イおよびウの欄は、特定防火対象物である事業所等についてののみ記載します。

「事業に係る事業所税減免申請書」の記載例

受付

令和〇〇年度事業に係る事業所税減免申請書

郵便番号欄

確認印

(あて先) 宇都宮市長

氏名又は名称

A株式会社

住所又は本店

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

電話番号 (028-632-2185)

個人番号又は法人番号

法人の代表者氏名

甲野 一郎

所在地

支店

電話番号 (- -)

事業年度又は課税期間

令和××年4月1日から令和〇〇年3月31日まで

事業所税額①

4074900円

資産割額②

450600円

従業員数

407

減免額

事業所税額③

合計減免額④

450600円

課税期間中にこの減免申請の対象となる事業所等に勤務する方に支払われた給与の総額を記載します。

減免後納付額 (①-④) ⑤

3624300円

宇都宮市事業所税条例施行規則第3条第1項第13号に該当するため

減免申請事由

注意 1. この申請書は、納期限前7日までに提出してください。
2. 事由欄は詳細に記載し、事由を証明する書類を必ず添付してください。

第44号様式「事業所税の申告書」の②⑩の欄の金額に対応する数値を記載します。

下記の計算方法により求めた数値を記載します。
⑥ × $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ (1㎡の100分の1未満は切り捨て) × 600円 (100円未満の端数が生じた場合は、切り捨て) × 減免の割合 (100円未満の端数が生じた場合は、切り上げ) = ②

下記の計算方法により求めた数値を記載します。
⑦ (1000円未満の端数0.5555555555555555) × $\frac{100}{100}$ (100円未満の端数が生じた場合は、切り捨て) × 減免の割合 (100円未満の端数が生じた場合は、切り上げ) = ③

②の欄の数値と③の欄の数値との合計額を記載します。

※ 減免申請書に関する注意事項

- 減免申請書は、必ず納期限前7日までに提出してください。期限を過ぎた申請書に関してはお受けすることができません。
- 減免申請する場合は、事由を詳細に記載し、事由を証明する書類を必ず添付してください。

「事業所等新設・廃止申告書」の記載例

受付		事業所等新設・廃止申告書		通信日付印		確認印		宛名コード			
(あて先)宇都宮市長		令和〇〇年 2月 28日		〒320-8540		宇都宮市旭1丁目1番5号		電話番号(028-632-2185)			
(フリガナ)		A株式会社		住所又は所在地		この申告に 応答する者 氏名		電話番号(028-632-2185)			
氏名又は名称						乙田 次夫					
個人番号又は法人番号											
(フリガナ)		甲野 一郎									
法人の代表者氏名											
次の事業所等々を 新設・廃止		したので、宇都宮市事業所税条例第11条第1項の規定により申告します。		決算期		3月 31日					
事業所等の明細		宇都宮市 大通り1丁目1番1号		名称		宇都宮営業所					
新設 廃止		令和〇〇年 2月 10日		従業員数		7人					
所 在 地		宇都宮市 大通り1丁目1番1号		床面積		合計(A)					
氏名又は名称		宇都宮市 大通り1丁目1番1号		床面積		合計(B)					
貸 付 者		宇都宮市 大通り1丁目1番1号		床面積		合計(C)					
新設又は廃止に際し、これに代わる他の事業所用家屋について (自己所有分)		宇都宮市 大通り1丁目1番1号		年 月 日		新設又は廃止した (ア)取得した (イ)新築した (ウ)取壊予定 (エ)新築予定					
市内に所在する 他の事業所等		宇都宮市旭1丁目1番5号		名称		本社					
		平出町215番地				平出倉庫					
		大通り1丁目1番1号				宇都宮営業所					
備考											

(この申告書は新設又は廃止の日から一月以内に提出してください。)

専用及び共用部分の床面積を記載します。なお、共用部分の面積に関しては、事業所床面積となる共用床面積(別表4「共用部分の計算書」の⑥に該当する面積)を記載します。

この申告書は事業所等新設又は廃止した場合に提出してください。なお、法人市民税に関する届出書とは別に提出する必要があります。

新設又は廃止した事業所の所在地、新設廃止日、名称、ビル名等、従業員数、床面積を記載します。

自己の所有ではない場合に記載します。

新設又は廃止した事業所以外で宇都宮市内に所在する他の事業所について記載します。

「事業用家屋の賃付申告書」の記載例

受付印

事業所用家屋の貸付申告書

(あて先) 宇都宮市長

令和 〇〇年 5月 20日

〒 320-8540

氏名又は名称

A株式会社

住所又は所在地

宇都宮市旭1丁目1番5号

個人番号又は法人番号

甲野 一郎

この申告に
応答する者
の氏名

乙田 次夫

法人の代表者氏名

宇都宮市事業所税条例第11条第2項の規定により、次のとおり申告
します。

所有者の
氏名又は名称

A株式会社

家屋の所在地

宇都宮市 大通り1丁目2番3号

ビル名等

Eビル

家屋の延べ
床面積

1500.00㎡

処理欄

使用者の住所又は名称

専用床面積

共用床面積

合計床面積

事件

貸付等年月日

事由

※

宇都宮市鶴田町3120番地

B 有限会社

100.00

25.00

125.00

貸付

令和〇〇年 5月 1日

変更

解約

※

宇都宮市雀宮町2丁目2370番地

C 株式会社

100.00

25.00

125.00

貸付

令和〇〇年 5月 1日

変更

解約

※

宇都宮市平出町1210番地

D 株式会社

100.00

25.00

125.00

貸付

令和〇〇年 5月 15日

変更

解約

※

合計

1200.00

300.00

1500.00

貸付

平成 年 月 日

変更

解約

貸付先の名称及び所在地(個人の場
合は名前及び住所)
を記載します。

貸し付けている建
物ごとに、この申告
書は記載します。

2以上の会社には貸
し付けている場合、
この欄に合計を記載
します。
なお、貸し付けて
いる建物ごとの合計
を記載します。

該当になる事由を
丸で囲み、事由が発
生した日付を記載し
ます。
「貸付」は貸付が
発生した場合、「変
更」は面積・所在地・
名称等に変更があ
った場合、「解約」
は貸付が貸付が終
了した場合を示し
ます。

81

申告書作成時のチェック表

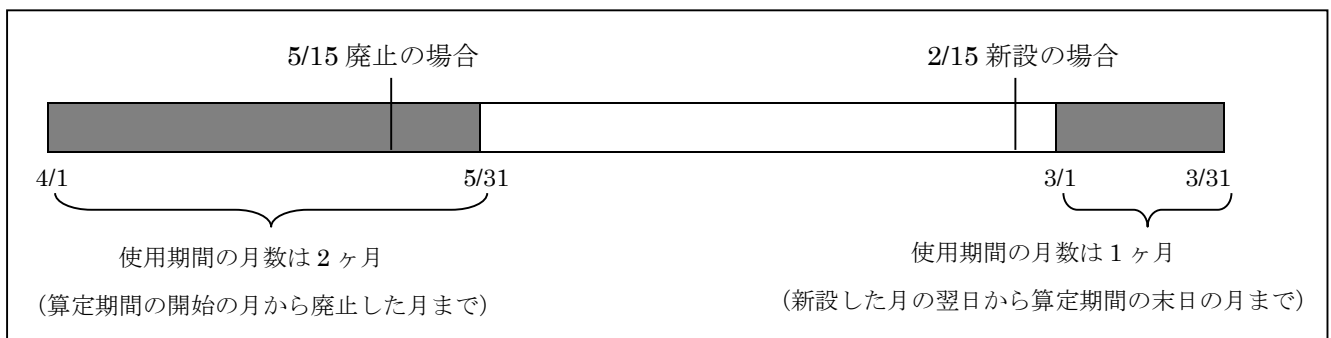
申告に関して、お問い合わせが多い事項をまとめました。その他、ご不明な点がありましたら税制課事業所税担当までお問い合わせください。

1 免税点の判定

- ☐ 算定期間の中途に新設した事業所等の床面積を月割して判定していませんか。
→算定期間の末日の現況で判定します。(月割前の床面積で判定します。)
- ☐ 休止施設や課税標準の特例部分を除いて判定していませんか。
→免税点を判定する場合には、宇都宮市内の全事業所等の床面積(従業者数)から、非課税該当床面積(従業者数)を引いた時点の床面積(従業者数)で判定してください。課税標準の特例部分は、課税となった場合、課税標準を求める時に初めて考慮します。また、休止施設は免税点の判定には含まれますが、課税標準には含まれません。

2 課税標準の算定(資産割)

- ☐ 廃止となった事業所を除いていませんか。
→算定期間の末日で免税点を越える場合は、年度途中で廃止となった事業所も月割計算で申告が必要です。
- ☐ 算定期間の中途に新設、廃止した事業所等について使用期間の月割計算の月数は正しいですか。
→次の例を参考に月割計算をしてください。なお、算定期間の開始日に新設された事業所等は中途新設となりません。
(具体例) 算定期間(事業年度): 4月1日から3月31日まで



- ☐ 福利厚生施設を業務にも使用していませんか。
→業務にも使用する施設は、非課税になりません。
- ☐ 事業所床面積に共用床面積を含めていますか。
→家屋の一棟全てを使用している場合以外は、原則として、共用部分があります。ビルのオーナー、貸主等に共用床面積をお問い合わせのうえ、第44号様式別表4(共用部分の計算書)を添付してください。
- ☐ トイレの床面積を除いていませんか。
→トイレも事業所床面積に算入します。

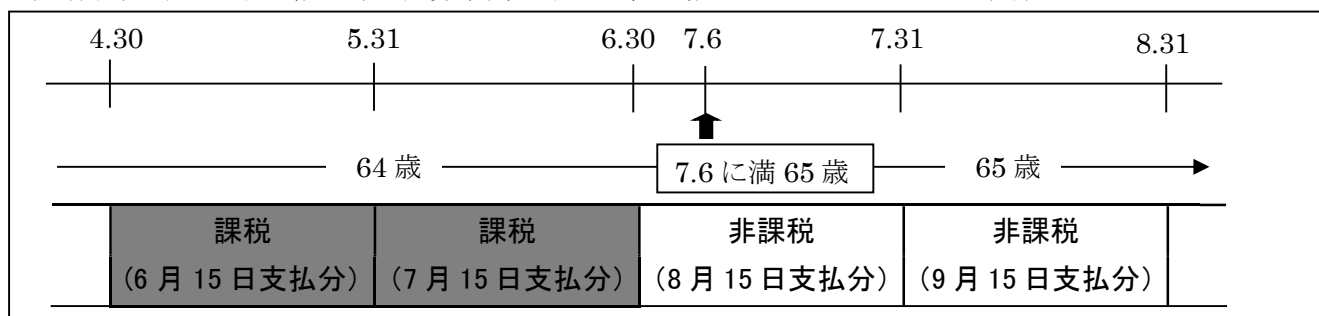
3 課税標準の算定(従業者割)

- ☐ 1日の所定労働時間が正社員の4分の3未満である「パートタイマー・アルバイト」(いわゆる「社会保険適用基準」を受けていない方)や中途退職者の給与を従業者給与総額から除いていませんか。
→免税点から除かれるパートタイマー・アルバイトや中途退職者の給与も課税標準に含まれます。

- ☐ 算定期間の途中で、非課税の対象となる年齢に達した高齢者について、算定期間を通じてその全ての給与を除いていませんか？

→従業員の給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、高齢者に該当することとなる従業員について、その従業員に係る給与のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除して課税標準を算定します。

（具体例）毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 15 日である場合



- ☐ 役員について、高齢者および障がい者に該当するとして判定対象の従業員から除いていませんか。
→役員は高齢者および障がい者であっても、免税点の判定に含まれます。
- ☐ 非課税の通勤手当を含めていませんか。
→所得税の課税対象となる通勤手当は含めますが、非課税となる通勤手当は含めません。

4 申告書の記載について

- ☐ 算定期間の中に新設または廃止した事業所の床面積を、月割計算した後の床面積で記載していませんか。
→事業所等明細等に記載していただく床面積は月割計算前の床面積です。
- ☐ 従業員数を第 4 号様式別表 1（事業所等明細書）に記載していますか。
→従業員割が免税点以下の場合でも記載をお願いいたします。
- ☐ 倉庫など従業員が常駐していない事業所等も申告していますか。
→従業員の常駐していない事業所等も課税対象となります。
- ☐ 敷地面積も含めて申告していませんか。
→事業所等の床面積を対象とし、敷地面積は課税標準に含みません。

5 その他

- ☐ 初めて事業所税を申告する場合や新設した事業所を申告する場合などに、図面は添付していただいていますか。
→適正に課税するため、図面の添付をお願いいたします。申告納付期限までに提出が難しい場合はご相談ください。
- ☐ 非課税及び課税標準の特例等がある場合、それを証明する書類は添付していただいていますか。
→例えば、倉庫業者の営業用倉庫（課税標準の特例）や一般自動車運送事業等施設（用途非課税）などを申告する場合は、その許可証等を添付してください。
- ※ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律により雇用確保措置が義務化される年齢が引き上げられてことにあわせて次のとおり非課税の対象年齢が引き上げられました。

	法人の事業年度又は個人の年分の開始時期	年 齢
1	平成 2 2 年 4 月 1 日以後に開始	64 歳以上の従業員
2	平成 2 5 年 4 月 1 日以後に開始	65 歳以上の従業員

よくある質問と答え

よくある質問と答え

問 1 他市では事業所税が課税されないのに、宇都宮市で課税されるのは、なぜですか。

(答) 都市環境の整備及び改善に必要な事業の財源とするために、地方税法の規定に基づき、指定都市等は事業所税を課税することとされています。

(法第701条の30, 第701条の31①(1), 手引P. 3参照)

問 2 免税点以下であれば、申告は不要と考えて良いですか。

(答) 免税点以下の場合でも、宇都宮市内の事業所等床面積の合計が800平方メートルを超えているか、宇都宮市内の事業所等の従業者数の合計が80人を超えている場合、もしくは、その両方に該当する場合は、事業所税の申告が必要です。

(規則第2条(2)参照)

また、事業所を新設または廃止した場合や、事業所用家屋の貸付けをした場合は、当該事由の発生した日から一月以内に申告が必要です。

(条例第11条②参照)

「事業所等新設・廃止申告書」及び「事業用家屋の貸付申告書」が必要な場合は、税制課諸税証明グループ(632-2186)まで、ご連絡ください。また、宇都宮市公式ウェブサイトからもダウンロードができます。

問 3 事業所税は毎年、申告と納付をするのですか。

(答) 課税標準の算定期間末日(法人の場合は事業年度終了の日、個人の場合は12月31日)における事業所の延べ床面積の合計と従業者数のいずれか、または両方が免税点を超える場合は、当該算定期間について、事業所税の申告と納付が必要です。

したがって、事業を継続する限り、毎年、算定期間の末日現在における事業所税の免税点判定を行い、免税点を超える場合は、申告と納付が必要です。

(法第701条の43①, 同③, 第701条の45, 第701条の46, 第701条の47, 条例第9条, 第10条参照)

問 4 事業所とは、どのようなものが該当しますか。

(答) 自己の所有に属するものか否かを問わず、事業の必要性から設けられた人的、物的設備で、継続性を有する場所を言います。事務所や工場、店舗の他、倉庫や物置、応接室など事業の用に供する施設は事業所税の課税対象となります。

一方、社宅、社員寮等、居住用の家屋の他、設置期間が2～3か月程度の現場事務所、設置期間が1年未満の建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物は事業所等には含みません。

(法第701条の31①(4), 同(6), 令第56条の16, 通知1-1(6)参照)

問5 非課税対象施設は、どのようなものが該当しますか。

- (答) 事業所税には、人的非課税と用途非課税があります。
詳しくは、事業所税の手引(P. 33～45)をご覧ください。
(法第701条の34参照)

問6 非課税となる福利厚生施設にはどのようなものがありますか。

- (答) 体育館・売店・食堂・娯楽室・診療室・理髪店など、事業活動遂行のために設けられた施設ではない施設は福利厚生施設に該当します。

更衣室・浴場・休憩室・仮眠室・喫煙室・宿泊室については事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定します。したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外は福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。例えば、長時間労働であるため、途中で仮眠を入れないと業務に差し支えるなど、業務遂行上必要な施設として就業規則等に基づいて設置されている休憩室や仮眠室等は課税の対象となります。また、休憩室などでも必要に応じて会議室や研修室として使用する場合には、福利厚生施設とはみなされません。

トイレや廊下は、業務遂行上必要な施設であり、課税の対象です。

問7 賃貸業者が所有するアパートや、住宅会社のモデルハウスは課税対象となりますか。

- (答) アパートやマンションなど、居住の用に供される家屋や住宅の商品見本であるモデルハウスは事業所税の課税対象にはなりません。ただし、それらの中の一部を営業所や事務所などに使用している場合は、その部分は課税対象となります。
また、貸しビルの空室部分については、事業を行う者が存在しないので、事業所税の課税対象とはなりません。
(法第701条の31①(6)、第701条の32参照)

問8 カーポートなど、屋根だけの設備の車庫は、事業所税の課税対象となりますか。

- (答) 課税対象となる家屋は、不動産登記法上の家屋(固定資産税の対象となる家屋)です。登記簿に登録されている家屋の他、未登記でも不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。
(法第701条の31①(6)、第341条(3)、不動産登記規則第111条参照)

問9 従業員が常駐していない倉庫なども事業所税の課税対象となりますか。

- (答) 事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かは問わず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所を言います。従業員が常駐しない倉庫であっても、事業の用に供されているものは課税の対象となります。

問 1 0 老朽化のため使用せずに放置している施設は課税の対象となりますか。

(答) 事業所税の課税対象となる事業所とは、事業の必要性から設けられた人的、物的設備で、継続性を有し、事業の用に供する施設を言います。

したがって、現に全く使用されておらず、将来的にも使用予定がない施設は課税対象となりません。(廃止施設)

なお、倉庫や備品庫などとして使用している場合は、事業の用に供しているため課税対象となります。

問 1 1 事業を休止している場合、資産割は課税されますか。

(答) 例えば、工場の機械を停止し、操業を休止しているような場合、当該休止している部分については、算定期間の末日まで連続して6月以上休止状態にあれば、課税標準床面積には含めないこととされています。

ただし、免税点判定(事業所税がかかるかどうか)にあたっては、当該休止している部分も含めて判定を行うこととされています。

なお、明確に休止施設部分が区画されていることが必要であり、現に事業を行っていないくても、事業の用に供するための維持補修が行われており、いつでも使用が出来る状態にあるような遊休施設や断続的な休止の場合は、通常通り課税の対象となります。

問 1 2 免税点未満の床面積及び従業者給与は、基礎控除と考えて良いですか。

(答) 免税点は、基礎控除の制度ではありません。市内合計事業所床面積が免税点を超える場合、免税点を超える部分だけではなく、市内合計事業所床面積の全部が課税の対象です。

(法第701条の43参照)

問 1 3 事業年度途中で事業所を新設した場合、免税点判定はどのようにしますか。

(答) 資産割の免税点判定は、月割計算によらず、算定期間末日の現況によって判定します。判定の結果、免税点を超える場合は、新たに設置した事業所の課税標準床面積を算定期間の月数によって月割計算します。詳しくは、事業所税の手引(P. 10～17)をご覧ください。

(法第701条の43③参照)

問 1 4 事業年度途中で事業所を新設(廃止)した場合、事業所床面積の算定はどのように行いますか。

(答) 算定期間の中で新設(廃止)された事業所の課税標準となる床面積の算定は、月割計算により算定します。

算定期間の中で事業所を新設した場合は、新設日の属する月の翌月から算定期間末日の属する月までの月数で月割計算します。

算定期間の中で事業所を廃止した場合は、算定期間の開始日の属する月から廃止の日の属する月までの月数で月割計算します。詳しくは、事業所税の手引(P. 10～17)をご覧ください。

なお、「新設」とは既存の事業所とは別に事業所を設けることを言い、「廃止」とは当該事業所の全体を廃止することを言います。既存の事業所を増築した場合や、一部を取り壊したり、一部の使用を廃止したりして縮小した場合は、算定期間の末日における床面積が事業所床面積となります。(問15参照)

(法第701条の40②参照)

問 1 5 事業年度の途中で事業所を増築（縮小）した場合、事業所床面積の算定はどのように行いますか。

（答） 課税標準となる床面積は、算定期間の末日における事業所床面積です。算定期間の途中で既存事業所を増築したり、縮小したりした場合は算定期間の末日における床面積が事業所床面積となります。

例えば、事業年度の途中で、同一ビル内に事業所を借り増しした場合は、事業所の新設ではないため、月割計算は行わず、算定期間の末日における床面積が事業所床面積となります。（法第 7 0 1 条の 4 0 ①参照）

問 1 6 事業年度の初日に事業所を新設した場合、事業所床面積の算定は月割（初月不算入）となりますか。

（答） 月割計算を行うのは、事業年度の「中途」で事業所を新設した場合であり、事業年度の「初日」に新設した場合は通年で使用したこととなるため、月割計算は行いません。

問 1 7 事業年度の間で用途を変更した事業所の免税点判定は、どのようにしますか。

（答） 資産割の免税点判定は、算定期間末日現在における事業所用家屋の用途が課税対象施設であるか、非課税施設であるかによって判断します。用途に応じた月割はしません。（法第 7 0 1 条の 4 0 参照）

問 1 8 事業年度の間で退職した従業員がいる場合、従業員割はどのように算定しますか。

（答） 従業員割の免税点判定には、決算期末日以前に退職した従業員は含まれません。しかし決算期末日の時点で免税点を越える場合は、退職時まで当該者に支払われた給与等は従業員給与総額に含めて算定します。

また、事業年度の間で 6 5 歳となった者や障がい者となった従業員については、従業員割の免税点判定における人数には含めませんが、6 5 歳となる以前、または障がい者となる以前の分として支払われた給与は、非課税とはなりませんので、それらの従業員に対して当該期間に支払われた給与を含めて課税標準及び税額を算定します。

（法第 7 0 1 条の 4 0 参照）

問 1 9 次の手当等は従業員給与総額に算入しますか。

- （答）
- (1) 通勤手当
 - (2) 住居手当
 - (3) レクリエーションの費用
 - (4) 観劇等の入場券の交付
 - (5) 食事代（食券交付を含む）

住居手当は全額従業員給与総額に算入することになりますが、その他については、所得税法上の給与所得の範囲に含まれる部分についてのみ従業員給与総額に算入します。

問 2 0 未払金として処理されている給与等は従業員給与総額に算入しますか。

（答） 既に支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、当該課税標準の算定期間における従業員給与総額に算入します。

問 2 1 損金不算入の役員給与等は従業者給与総額に算入しますか。

(答) 会計上費用計上されており、所得税法上の給与として取り扱われる役員給与については、法人税法上の損金算入・不算入に関わらず、事業所税の課税標準となる従業者給与総額に含めることが適当です。

問 2 2 年度の中で従業員が市外に異動した場合、従業者割の免税点判定と従業者割の課税標準となる給与総額はどのように算定しますか。

(答) 従業者割の免税点判定は、算定期間末日現在の人数で行います。したがって、市外の事業所に異動して、算定期間末日現在、市内の事業所に属していない従業者は免税点判定の人数には含めません。

一方、給与総額は算定期間中に事業者が支払った給与等を全て含むため、市内の事業所に勤務している間に当該従業員に対して支払われた給与を含めて給与総額を算定します。

問 2 3 事業所税の申告書類はインターネットでダウンロードが出来ますか。

(答) 宇都宮市公式ウェブサイトからダウンロードが出来ます。

掲載箇所へは、「トップページ>暮らし・手続き>税金>軽自動車税・国民健康保険税・その他の市税>市たばこ税・鉱産税・入湯税・事業所税」の順に遷移してください。

複写式の申告書が必要な場合は、郵送しますので、宇都宮市役所税制課諸税証明グループ事業所税担当（028-632-2186）まで、ご連絡ください。

問 2 4 申告書に押印は必要ですか。

(答) 令和3年4月1日以後に提出する事業所税申告書類につきましては、押印不要です。

【凡例】 略語は、次のとおりです。

法	-----	地方税法
令	-----	地方税法施行令
規則	-----	地方税法施行規則
条例	-----	宇都宮市税条例
通知	-----	取扱通知

宇都宮市 理財部 税制課

諸税証明グループ

〒320-8540（宇都宮市役所専用郵便番号）

宇都宮市 旭1丁目1番5号

TEL：028-632-2186

FAX：028-651-5165

E-mail：u15002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

令和6年4月1日発行